

令和2年6月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(ワ)第673号 地位確認等請求事件(以下「甲事件」という。)

平成29年(ワ)第1281号 未払賃金反訴請求事件(以下「乙事件」という。)

平成30年(ワ)第18号 損害賠償請求事件(以下「丙事件」という。)

5 口頭弁論終結日 令和2年2月18日

判 決



甲事件及び乙事件原告兼丙事件被告

山 形 康 則

(以下「原告」という。)

10

同訴訟代理人弁護士

森 博 行

大阪府和泉市王子町1020番地の1

甲事件及び乙事件被告兼丙事件原告

光 明 池 土 地 改 良 区

(以下「被告」という。)

同代表者理事長

若 林 主 治

15

同訴訟代理人弁護士

田 中 一 郎

主 文

20

1 原告が、被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。

2 被告は、原告に対し、3万8171円を支払え。

3 被告は、原告に対し、平成29年7月から本判决確定の日まで、毎月21日限り、46万3070円及びこれらに対する各支払期日の翌月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 被告は、原告に対し、平成29年6月から本判决確定の日まで、毎年6月末日限り、88万7725円及び毎年12月末日限り、100万1536円並びにこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

25

5 被告は、原告に対し、88万8788円及びこれに対する平成29年3月1日



から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 原告のその余の請求を棄却する。

7 被告の請求を棄却する。

8 訴訟費用は、被告の負担とする。

5 9 この判決は、第2項ないし第5項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 甲事件

主文第1項ないし第4項と同旨

10 2 乙事件

被告は、原告に対し、89万6519円及びこれに対する平成29年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 丙事件

15 原告は、被告に対し、566万3124円及びこれに対する平成30年2月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

(1) 甲事件

20 甲事件は、原告が、「原告は、土地改良法に基づき設立された法人である被告に雇用されていた。被告は、原告に対し、原告が被告所有の草刈機の無断処分、被告の土地上の記念樹木の無断伐採及び宣伝ビラの配布を伴う街宣行為をしたことを理由として懲戒解雇した。しかし、上記懲戒解雇は無効である」と主張して、被告に対し、①労働契約上の地位の確認を求めるとともに、上記雇用契約に基づき、②懲戒解雇後の月例給与(平成29年6月分3万8171円及び同年7月から本判決確定の日まで毎月21日限り46万3070円)及び
25 平成29年7月分以降の月例給与に対する各支払期日の翌月1日から支払済

みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金,並びに③懲戒解雇後の期末
勤勉手当(平成29年6月から本判決確定の日まで,毎年6月末日限り88万
7725円及び毎年12月末日限り100万1536円)及びこれらに対する
各支払期日の翌月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延
5 損害金の支払を求める事案である。

(2) 乙事件

乙事件は,原告が,被告に対し,前記雇用契約に基づき,時間外労働に対す
る割増賃金89万6519円及びこれに対する弁済期経過後の平成29年3
月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を
10 求める事案である。

(3) 丙事件

丙事件は,被告が,「原告は,被告に対して被告管理に係る樹木を適切に維持
管理する義務を負っていたにもかかわらず,上記義務に違反して当該樹木を無
断で伐採した。これにより被告は損害を被った」と主張して,原告に対し,債
務不履行に基づき,損害賠償金566万3124円及びこれに対する丙事件平
15 成30年1月29日付け訴状訂正申立書送達の日(翌日)である平成30年2
月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を
求める事案である。

2 前提事実

20 次の事実は,当事者間に争いがないか,又は証拠(後掲のもの。枝番のある書
証につき枝番の記載のないものは各枝番を含む(以下同じ。))及び弁論の全趣
旨により認めることができる。

(1) 当事者

25 ア 被告は,農業生産の基盤の整備及び開発を図ることを目的として,土地改
良法に基づき,昭和25年8月1日に大阪府知事の認可を受けて設立され,
堺市,高石市,泉大津市及び和泉市の4市の一部区域内の農用地に係る土地

改良施設の整備，維持管理等の土地改良事業を行う法人である。

被告の組合員数は，約1600名であり，その中から72名の総代が選出され，総代会において12名の理事及び3名の監事が選出されて，理事会及び監事会が組織されている。(甲1)

5 イ 原告は，昭和59年4月1日付けで被告との間で雇用契約（以下「本件雇用契約」という。）を締結し，正職員として被告に雇用され，主査を経て，平成13年4月1日に係長に昇進した者である。原告は，平成23年4月1日から，用排水管理担当として，主に和泉市光明台1丁目41番地所在の光明池管理事務所において，光明池への取入れ水の確保，府営受託施設及び幹線水路の日常管理，用水の配分及び水質保全，管理事務所の維持管理，作業用
10 備品及び工具の保守管理並びにその他用排水等の業務に従事してきた。

(2) 原告による被告所有に係る草刈機の処分

原告は，平成28年5月頃，被告を代理して，菊農機有限会社（以下「菊農機」という。）に対し，手押し型草刈機である「ハンマーナイフモア」を注文した。菊農機の代表取締役である菊豊（以下「菊」という。）は，同年6月3日，被告の光明池管理事務所に「ハンマーナイフモア」（以下「本件新草刈機」という。）を納品した。

原告は，同日までに，被告が所有し，従前使用していた古い「ハンマーナイフモア」（以下「本件草刈機」という。）を浅野安亮（以下「浅野」という。）に譲渡していたところ，同日，菊に対し，「ある人が本件草刈機を受け取りに来るので，渡してほしい」と指示した上，本件草刈機を引き渡した（以下「本件草刈機の処分」という。）。

(3) 原告による樹木の伐採行為

原告は，平成28年7月29日，同年8月2日，同月19日及び同月25日の計4日にわたり，シルバー人材センターに所属する作業員（以下「シルバー作業員」という。）に指示をして，被告の所有地である大阪府和泉市和田町5
25



28番1光明池のほとり（以下「本件土地」という。）に生育していた樹木（以下「本件樹木」という。）を伐採した（以下「本件伐採行為」という。）。

(4) 懲戒解雇に至る経緯

5 ア 被告は、平成28年8月22日、原告に対し、管理課係長としての能力が不十分であることなどの理由に基づき、係長から主査に降任する旨の内示をした。

原告は、同日、労働組合「管理職ユニオン・関西」（以下「本件組合」という。）において労働組合への加入の手続を行い、本件組合は、同日、被告に対し、原告の「労働組合加入通知書」（甲4の2）、原告に対する降任処分の撤回等を協議事項とする「団体交渉申入書」（甲4の3）を送付した。

10 イ 被告と本件組合は、平成28年8月29日及び同年9月20日、団体交渉を行った。

ウ 被告は、平成28年11月1日、大阪地方検察庁岸和田支部に対し、原告による本件草刈機の処分について業務上横領罪に、本件伐採行為について器物損壊罪にそれぞれ該当するとして、原告を刑事告訴した（以下、上記業務上横領を被疑事実とする事件を「業務上横領被疑事件」といい、器物損壊を被疑事実とする事件を「器物損壊被疑事件」という。）。（乙39、40）

15 エ 被告と本件組合は、平成28年11月9日及び平成29年2月10日、団体交渉を行った。

20 オ 大阪府和泉警察署の警察官は、平成29年3月2日、業務上横領被疑事件について、原告宅、被告本部事務所及び光明池管理事務所の搜索差押えを実施した。

25 カ 被告は、平成29年3月3日頃、原告に対し、同日付けの「自宅待機命令書」（甲8）を送付し、同日から同月22日までの20日間の自宅待機を命じた。

キ 被告は、平成29年3月3日、本件組合に対し、同月6日に予定していた

本件組合との団体交渉について、同月2日に和泉警察署から被告の事務所に対して原告に対する業務上横領被疑事件について家宅捜索が入り、業務に支障が生じたことを理由として、中止を申し入れた。(乙26)

ク 本件組合は、平成29年3月7日、大阪府労働委員会に対し、被告を被申立人として、団体交渉への応諾を求める不当労働行為救済申立てを行った。(甲10)

ケ 被告は、平成29年3月10日、本件組合に対し、同月22日に予定していた本件組合との団体交渉について、同月2日に和泉警察署から被告の事務所に対して原告に対する業務上横領被疑事件について家宅捜索が入り、業務に支障が生じたことを理由として、中止を申し入れた。(乙27)

コ 本件組合及び原告は、平成29年3月17日、和泉市北部リージョンセンターにおいて被告の総代会が開催されるに当たり、同センター付近において、後記(7)のとおり、宣伝ビラを配布して街頭宣伝活動(以下「本件街宣行為」という。)を行った。(甲11, 12, 乙21。本件街宣行為において配布されたビラの内容は後記(7)のとおりである。)

サ 被告は、平成29年3月21日頃、原告に対し、同日付けの「命令書」(甲9)を送付し、原告について、業務上横領罪(本件草刈機の処分)及び器物損壊罪(本件伐採行為)の嫌疑が具体化していることなどを理由として、同月23日から同年5月31日までの自宅待機を命じた。

シ 被告と本件組合は、平成29年4月24日、団体交渉を行った。被告は、この団体交渉において、被告の職員就業規程(乙5。以下「本件就業規程」という。)70条2項に基づき、懲戒解雇処分の決定前に原告に対して弁明の機会を与えるべく、原告及び本件組合に対し、同日付け「山形康則殿の解雇に関する対象事実及びその法的評価(要旨)」と題する文書(乙22)を交付した。

また、被告は、同年5月26日、原告代理人である森博行弁護士による立

会の下、原告に対するヒアリングを実施した（乙23）。

被告は、同月27日、被告の理事会を開催し、同理事会において、全員一致で原告を懲戒解雇することを決定した。

(5) 原告に対する懲戒解雇

ア 被告は、原告に対し、平成29年5月27日、解雇通知書（甲13）を交付して、本件就業規程68条2項に基づき、同月30日付で懲戒解雇するとの意思表示をした（以下「本件懲戒解雇」という。）。

イ 前記解雇通知書には、懲戒解雇事由について、次の記載がある。

(ア) ハンマーナイフモアの無断処分（本件草刈機の処分関係）

「平成28年6月3日、貴殿は、大阪府和泉市和田町528番1所在光明池管理事務所横倉庫において、新しい手押し型モアを泉佐野市俵屋312菊農機有限会社代表取締役菊豊氏から納入を受けた際、古い機械である上記ハンマーナイフモアを処分せずに、修理部品取りなどのためにそのまま保管・管理すべき業務上の義務があり、また、処分するときには本区の固定資産管理規程にしたがい所定の決裁が必要であるのに所定の決裁を得ずに、菊豊氏に対し、「古いモアは菊農機に運んでほしい。あとからある人が菊農機へ古いモアを取りに来るので渡してほしい」と指示して、ほし
いままに本区の所有する上記ハンマーナイフモアを自己又は浅野安亮の用途に供するため、菊豊氏に引き渡しました。貴殿の上記行為については、就業規程第68条2項1号（職務上の指示、命令に不当に従わず、職場の秩序をみだしたとき）、2号（不正の行為をして、職員としてその体面を汚したとき）、3号（他人の業務を妨害したとき）、5号（業務に関し、不当の金品を与えたとき）、6号（故意によって、設備、器具、器械等を損傷したとき）、8号（その他、これらに類する行為のあったとき）に該当します。」

(イ) 記念樹である楠・モチノ木等約20本の無断伐採（本件伐採行為関係）



「平成28年7月当時、本区の所有地である大阪府和泉市和田町528番1光明池湖畔において、平成4年5月31日に地球サミット開催を記念して大阪府環境月間行事として開催された光明池オアシスフェスティバルに際し、本区元理事長角野一徳氏らの寄贈により「光明池土地改良区記念植樹」として光明池湖畔に植樹された記念樹楠・モチノ木等約20本が生育していました。貴殿は、本区の所定の決裁を受けずに、平成28年7月29日、同年8月2日、同月19日、同月25日の計4日にわたり、ほしいままに同記念樹等約20本を伐採しました。貴殿の上記行為については、就業規程第68条2項1号（職務上の指示、命令に不当に従わず、職場の秩序をみだしたとき）、2号（不正の行為をして、職員としてその体面を汚したとき）、3号（他人の業務を妨害したとき）、5号（業務に関し、不当の金品を与えたとき）、6号（故意によって、設備、器具、器械等を損傷したとき）、8号（その他、これらに類する行為のあったとき）に該当します。」

(ウ) 平成29年3月17日の宣伝ビラ配布行為等（本件街宣行為関係）

「貴殿は、労働組合である管理職ユニオン・関西の副執行委員長大橋直人と共謀のうえ、平成29年3月17日午前10時から本区の総代会が大阪府和泉市太町552番地に所在する和泉市北部リージョンセンターにおいて開催されることを知りながら、同日午前9時15分ころから午前10時ころまでの間、同センター進入路付近の歩道に「管理職ユニオン・関西」と表示した旗2本を立て、同所において「光明池土地改良区・若林理事長は、速やかに団体交渉に応じろ」などと記載した宣伝ビラを総代会の参加者約80名のうち約40名に配布し、また拡声機を使用して「団体交渉に応じろ。」「改良区に不適切な支出がある。」「団体交渉拒否の理由は不適切な支出が明るみになることを恐れたからである。」と執拗に述べました。貴殿の上記行為については、就業規程第68条2項1号（職務上の指示、

命令に不当に従わず、職場の秩序をみだしたとき), 2号(不正の行為をして、職員としてその体面を汚したとき), 3号(他人の業務を妨害したとき), 8号(その他, これらに類する行為のあったとき)に該当します。」

(6) 原告に対する刑事処分

大阪地方検察庁岸和田支部は、原告による本件草刈機の処分に関する業務上横領被疑事件については起訴猶予、本件伐採行為に関する器物損壊被疑事件については嫌疑不十分を理由として、いずれも不起訴とし(以下「本件刑事処分」という。), 被告に対し、平成29年9月22日付け不起訴処分理由告知書(乙39)を交付した。

(7) 本件街宣行為の内容

本件組合及び原告は、平成29年3月17日、「光明池土地改良区・若林理事長は、速やかに団体交渉に応じろ！」等の見出しが記載された宣伝ビラ(乙20。以下「本件ビラ」という。)を総代会の参加者らに配布した(本件街宣行為(前記(4)ニ))。本件ビラは、本件組合の名義で作成されたものである。

本件ビラには、以下の記載がある。

ア 「警察の話では、Yさんが草刈り機の買い替えに際して古い機械を売却してそのお金を横領した疑いがあるということでした。」「Yさんには全く身に覚えがありません。」「それにもかかわらず、光明池土地改良区は、Yさんにも、私達労働組合にも全く伏せたまま、業務上横領ということで刑事告訴したのです。」(以下「記載ア」という。)

イ 「光明池土地改良区・若林理事長は、速やかに団体交渉に応じろ!」、 「光明池土地改良区は、事務所に家宅捜索が入ったことを理由として、3月6日に予定していた団体交渉を拒否してきました。これについては、現在大阪府労働委員会に救済申立てを行っています。」「私達は、光明池土地改良区が、こうした不適切な支出が明るみに出ることを恐れて団体交渉を拒否したのではないかと疑っています。」(以下「記載イ」という。)

ウ 「(理事長の報酬について) おそらく年間報酬は倍増しているのではないかと
かと思ひます。」, 「総代会できちんと議論された上で, こうした増額が行わ
れているのであればともかく, そうでないならお手盛りと批判されても仕方
ないと思ひます。」(以下「記載ウ」という。)

エ 「役員研修等では, コンパニオンを呼んで宴会を行うことが恒例となつて
います。」, 「コンパニオンを呼んで宴会を行うために公費を支出するという
のは, やはり問題だと思ひます。」(以下「記載エ」という。)

(8) 被告の職員就業規程 (本件就業規程)

本件就業規程 (乙5) には, 次の各規定がある。

ア 勤務時間 (11条)

職員の勤務時間は, 午前8時45分から午後5時15分までとする (11
条1項)。

イ 休憩時間 (12条)

職員の休憩時間は, 正午から12時45分までとする。ただし, 時間外勤
務を行う場合は, 午後5時15分から午後5時30分までを休憩時間に加え
る。(12条1項)

ウ 休日及び休日の振替 (16条)

職員の休日は, 次のように定める。ただし, 業務の都合により, 他の日に
振り替えることができる。

(ア) 日曜日, 土曜日 (16条1号)

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (同条2号)

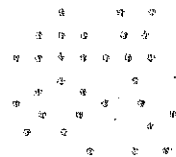
(ウ) 12月29日から12月31日まで, 1月2日及び1月3日 (同条3号)

(エ) 臨時に定める日 (同条4号)

エ 懲戒の種類と事由 (68条)

職員に, 次の行為があつたときは, 次項の規定する範囲で懲戒する。

(ア) 戒告・減給 (68条1項)



- a 本規程に違反するとき（同条項1号）
- b 正当な理由なくして無断欠勤したとき（同条項2号）
- c 濫りに勤務場所を離れるとき（同条項3号）
- d 勤務怠慢，素行不良又は規則に違反，風紀，秩序をみだしたとき（同条項4号）
- e 許可なくして，社内の物品を持ち出したり，持ち出そうとしたとき（同条項5号）
- f 事務監督に不行届きのあるとき（同条項6号）
- g その他，これらに類する行為があったとき（同条項7号）

5

10 (イ) 出勤停止，諭旨解雇，懲戒解雇（同条2項）

- a 職務上の指示，命令に不当に従わず，職場の秩序をみだしたり，みだそうとしたとき（同条項1号）
- b 不正，不義の行為をして，職員としてその体面を汚したとき（同条項2号）
- c 他人に対し，暴行，脅迫を加え，又はその業務を妨害したとき（同条項3号）
- d 公務上，秘密を外部に洩らしたり，洩らそうとしたとき（同条項4号）
- e 業務に関し，不当の金品その他を受け取り，又は与えたとき（同条項5号）
- f 故意又は重大な過失によって，設備，器具，器械等を損傷したとき（同条項6号）
- g 数回の戒告又は減給処分を受けたにも拘わらず改しゅんの見込みのないとき（同条項7号）
- h その他，これらに類する行為のあったとき（同条項8号）

10

15

20

25 オ 懲戒解雇処分（70条）

懲戒解雇処分は，その決定前において，本人に対し弁明の機会を与える（7



0条2項)。

(9) 被告の職員給与規程

被告の職員給与規程(甲19, 乙43。以下「本件給与規程」という。)には、次の各規定がある。

5 ア 給与(2条)

本件給与規程における給与とは、給料、扶養手当、地域手当、住宅手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当とする。

イ 給与の支給(3条)

10 給与は、その月分を毎月21日に支給する。ただし、21日が規約(乙2)29条に定める休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日まで)に当たるときは、これらの日の前日に支給する。

ウ 給与算定期間(4条)

15 職員の給与は、月額とし、毎月の算定期間は、その月の1日から末日までの1か月間とする。

エ 管理職手当(13条)

(ア) 管理職手当は、職員のうち管理又は監督の地位にある者に対して支給し、その額は次のとおりとする(13条1項)。

| 役 職 | 手 当 (月額) |
|--------|----------|
| 参与・局長級 | 72,000円 |
| 次 長 級 | 54,000円 |
| 課 長 級 | 45,000円 |
| 主 幹 級 | 36,000円 |
| 係 長 | 24,000円 |

20 (イ) 1項(上記ア)の職員には、18条及び19条の規定は適用しないもの

とする（同条 3 項本文）。

オ 時間外勤務手当（18 条）

（ア） 所定時間外に勤務を命ぜられた職員に対して、時間外勤務手当を支給する（18 条 1 項）。

（イ） 時間外勤務手当の額は、勤務 1 時間につき 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 150）を乗じて得た額とする（同条 2 項）。

カ 勤務 1 時間当たりの給与額の算出（20 条）

18 条（上記オ）及び 19 条（休日勤務手当）に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間（38.75 時間）に 52 を乗じたものから休日に係る勤務時間数を減じたもので除した額とする。

キ 時間外勤務手当の適用除外（21 条）

次に該当する場合は、時間外勤務手当を支給しない。

管理職手当の支給されている職員の場合（21 条 3 号本文）

ク 時間外勤務指示（23 条）

時間外勤務又は休日勤務を必要とするときは、参与、局長（ただし、不在の時は次長）が、その職員に対して時間外勤務指示書（様式第 5 号）にその理由、勤務時間、その他必要事項を記入押印のうえ時間外勤務を指示するものとする。

ケ 時間外勤務報告（24 条）

時間外勤務をした者は、時間外勤務報告書（様式第 6 号）により業務の内容、終始の時刻、その他必要事項を記載して、翌日、参与、局長に報告するものとする。

コ 時間外勤務手当、休日勤務手当の支給（25 条）

時間外勤務手当、休日勤務手当の支給は、勤務した翌月の支給日に支給する。

サ 期末手当（26条）

5 (ア) 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下、この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日から起算して30日を超えない範囲内において、理事長が定める日に支給する（26条1項）。

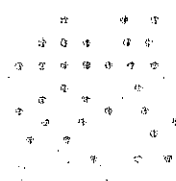
10 (イ) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の125、12月に支給する場合においては、100分の150を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする（同条2項）。

- | | | |
|------|------------|------------------|
| a | 6か月 | 100分の100（同条2項1号） |
| b | 5か月以上6か月未満 | 100分の80（同項2号） |
| 15 c | 3か月以上5か月未満 | 100分の60（同項3号） |
| d | 3か月未満 | 100分の30（同項4号） |

(ウ) 期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする（同条3項）。

20 (エ) 各給料表の適用を受ける職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の等級を考慮して別表第3で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で、その定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする（同条

25 4項）



シ 勤勉手当（27条）

5 (ア) 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日から起算して30日を超えない範囲内において理事長が定める日に支給する。（27条1項）

10 (イ) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た金額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、6月に支給する場合においては、100分の70、12月に支給する場合においては、100分の70を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。（同条2項）

- | | | |
|---|------------|------------------|
| a | 6か月 | 100分の100（同条2項1号） |
| b | 5か月以上6か月未満 | 100分の80（同項2号） |
| c | 3か月以上5か月未満 | 100分の60（同項3号） |
| d | 3か月未満 | 100分の30（同項4号） |

15 (ウ) 勤勉手当基礎額は、第26条3項及び4項を準用する。（同条3項）

3 争点

(1) 本件懲戒解雇の有効性（争点1）

20 ア 本件懲戒解雇に係る懲戒事由の有無

(ア) 本件草刈機の処分について（争点1(1)）

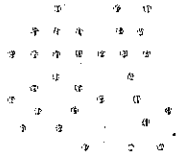
(イ) 本件伐採行為について（争点1(2)）

(ウ) 本件街宣行為について（争点1(3)）

イ 本件懲戒解雇に係る懲戒権濫用の有無（争点1(4)）

25 (2) 本件街宣行為の名誉毀損への該当性及び違法性阻却の有無（争点2）

(3) 本件街宣行為の業務妨害罪（刑法233条）への該当性（争点3）



(4) 未払賃金請求権の有無 (争点4)

(5) 割増賃金請求権の有無 (争点5)

ア 原告の基礎賃金額

イ 原告の労働時間

ウ 割増賃金額

エ 原告が管理監督者に該当するか

(6) 本件伐採行為に係る損害賠償請求権の有無 (争点6)

ア 原告の債務不履行責任の成否

イ 被告の損害

4 争点に関する当事者の主張

(1) 本件懲戒解雇の有効性 (争点1)

(被告の主張)

ア 本件懲戒解雇に係る懲戒事由の有無

原告がした、本件草刈機の処分、本件伐採行為及び本件街宣行為は、次のとおり、本件就業規程68条2項所定の懲戒事由に該当する。

(ア) 本件草刈機の処分について (争点1(1))

a 原告は、平成16年6月1日から被告の管理課係長となり、平成23年4月1日からは用水管理担当として、主に光明池管理事務所において、光明池等の府営受託施設及び幹線水路の日常管理業務のほか、作業用備品及び工具の保守管理等の業務に従事し、水路、ため池等の草刈りのために、被告が所有していた本件草刈機等の器具を業務上預かり保管していた。原告は、平成28年6月3日、光明池管理事務所横の倉庫において、菊農機の代表取締役である菊から、本件新草刈機の納入を受けた際、本件草刈機を処分せず、修理部品取りなどのために保管・管理すべき業務上の義務を負っていた。また、本件草刈機を処分するときは、被告の固定資産管理規程(乙4)、定款(乙1)、理事長専決規程(乙3)の各



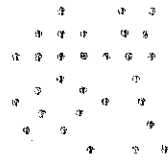
規定によれば、本件草刈機の予定価格が30万円以上である場合には理事会決議が必要であり、その予定価格が30万円未満であり、かつ廃品の処分である場合にも理事長決裁が必要であった。それにもかかわらず、原告は、上記所定の決裁を得ずに、菊に対して「本件草刈機は菊農機に運んでほしい。あとからある人が菊農機へ本件草刈機を取りに来るので渡してほしい。」と指示し、被告が所有する本件草刈機を浅野の用途に供するため、菊に引き渡した（本件草刈機の処分）。

本件草刈機の処分は、被告の固定資産管理規程等の規定に違反するものであるから、本件就業規程68条2項1号の「職務上の指示、命令に不当に従わず、職場の秩序をみだしたとき」及び同条項2号の「不正の行為をして、職員としてその体面を汚したとき」に該当する。また、本件草刈機の処分は、被告の資産の管理業務を妨害したものであるから、同条項3号の「他人の業務を妨害したとき」に該当する。本件草刈機の処分は、原告の職務に関連して行われたものであり、また、正当な理由なくして本件草刈機を菊農機に譲渡し引き渡したものであるから、同条項5号の「業務に関し、不当の金品を与えたとき」に該当する。本件草刈機の処分は、同条項6号の「故意によって、設備、器具、器械等を損傷したとき」に該当するほか、同条項8号の「その他、これらに類する行為のあったとき」にも該当する。

b 原告は、本件草刈機は換価価値がなかった旨主張する。

しかし、本件草刈機は、被告がこれを浅野から回収して保管しているところ、その性能に異常は見られない（乙8、乙53の1～4、証人小門一6頁）。本件草刈機は、被告が平成12年4月に89万1450円で購入したものであり、平成28年6月当時の時価は、約30万円であった（乙8）。

c 原告は、本件草刈機の処分について、被告理事長の決裁を得ていた旨



主張する。

この点、原告は、被告に対し、平成28年4月1日付け稟議書（甲14の1。以下「第1稟議書」という。）及び同年5月18日付け稟議書（甲15の1・2。以下「第2稟議書」という。）を提出している。しかし、いずれの稟議書においても、伺いの結論部分には「手押しモアを購入してよるしいか」と記載されているにとどまり、本件草刈機の処分については記載されていない。また、第1稟議書については、伺いの内容が不十分であり、見積書（甲14の2）が添付されていないとして、被告が原告に差し戻したものである上、購入理由に「買い換え」と記載されているにとどまり、その意味は、本件草刈機の処分とは異なる。第2稟議書には、「買い換え」という文言さえ記載されていない。

したがって、これらの稟議書をもって原告が本件草刈機の処分について被告理事長の決裁を得たということとはできない。（乙52-20・21頁，証人小門-4頁）

(イ) 本件伐採行為について（争点1(2)）

a 平成4年5月31日に地球サミットの開催を記念して、大阪府環境月間行事として開催された光明池オアシスフェスティバルに際し、被告の所有地である本件土地に、被告の元理事長である角野一徳らの寄贈により、「光明池土地改良区記念植樹」として記念樹である楠・モチノ木等約20本（以下「本件記念樹木」という。）が植樹された。本件記念樹木は、平成28年当時も、生育していた（乙15，16，19，乙23-18～21頁，乙42-14～18頁）。

本件記念樹木は20年以上にわたって生育していたものであること、伐採された本件記念樹木が20本という多数に上ること、伐採された本件記念樹木は原状回復をすることができず、被告に対して回復不能の損害を与えること、被告の関係者及び社会一般において記念樹木等の資産



の管理業務全般に対する信頼に関わる事柄であることから、被告において本件記念樹木は重要である。このような本件記念樹木の重要性に照らし、本件記念樹木の伐採には、被告の所定の決裁として被告の理事会決議を要する（定款20条本文，乙1）。

5 原告は、被告の所定の決裁を受けずに、平成28年7月29日、同年8月2日、同月19日及び同月25日の計4日にわたり、シルバー作業員に指示をして、本件記念樹木である本件樹木を伐採した。

10 本件伐採行為は、所定の決裁を受けずに被告の所有する本件記念樹木を伐採した行為であるから、本件就業規程68条2項1号に該当する。本件伐採行為は、伐採された本件記念樹木の原状回復をすることができず、被告に対して回復不能の損害を与えるほか、被告の関係者及び社会一般において記念樹木等の資産の管理業務全般に対する信頼を害するものであるから、同条項2号に該当する。また、本件伐採行為は、被告の記念樹木等の資産の管理業務の妨害に当たるから、同条項3号に該当する。原告は、本件伐採行為をシルバー作業員にさせたことにより、被告に不要な業務に関する代金を支出させたものであるから、同条項5号に該当する。さらに、本件伐採行為は、故意によって被告の所有する樹木を損傷したものであるから、同条項6号に該当するほか、同条項8号にも該当する。

20 b 原告は、伐採された本件樹木につき本件記念樹木ではなく、シルバー作業員の柴田旭（以下「柴田」という。）が植樹したものであると主張するが、柴田はそれを否定しており（乙55）、また、原告は、柴田がいつどの樹木を植えたかを特定することができていないから、原告の主張には理由がない。

25 c 原告は、原告が伐採した樹木は、被告の固定資産に該当しないから、伐採するために理事会の決議を要しない旨主張する。



しかし、本件記念樹木は、被告の固定資産である。被告は、本件記念植樹を被告の固定資産管理台帳に記載していなかったが、土地改良区において、管理区域に存在する個々の樹木については、損害保険の対象となっているような例外的な場合を除き、原則として固定資産管理台帳に記載する必要はないから、本件記念樹木が固定資産に該当することは否定されないものであり、原告の主張には理由がない。

d 原告は、本件記念樹木の支柱からシロアリが発生していた旨主張するが、本件記念樹木にシロアリ等による被害の形跡はなかった(乙42)。

(ウ) 本件街宣行為について(争点1(3))

本件組合及び原告は、平成29年3月17日、前記前提事実(4)コのとおり、本件街宣行為を行った。

本件組合の副執行委員長である大橋直人(以下「大橋副執行委員長」という。)は、原告と共謀の上、本件街宣行為において、同日午前10時から被告の総代会が和泉市北部リージョンセンターにおいて開催されることを知りながら、同日午前9時15分頃から同日午前10時頃までの間、同センター進入路付近の歩道に「管理職ユニオン・関西」と表示した旗2本を立て、同所において本件ビラを総代会の参加者約80名のうち約40名に配布するとともに、拡声器を使用して、「(本件草刈機の無断処分による業務上横領について)原告には全く身に覚えがない。」「団体交渉に応じる。」「被告に不適切な支出がある。」「団体交渉拒否の理由は不適切な支出が明るみになることを恐れたからである。」と執拗に述べた。

本件街宣行為は、原告が被告から受けた自宅待機命令に違反するものであり、これによって、職場の秩序に重大な悪影響が生じたものであるから、本件就業規程6.8条2項1号に該当する。

また、本件街宣行為は、後記(2)及び同(3)の(被告の主張)のとおり、被告に対する名誉毀損であるから同条項2号に該当するとともに、被告の業



務を妨害するものであるから同条項3号に該当するほか、同条項8号にも該当する。

イ 本件懲戒解雇に係る懲戒権濫用の有無（争点1(4)）

5 被告は、平成29年5月27日に理事会を開催し、同理事会において、①本件草刈機の処分、本件伐採行為及び前記アのとおり行われた街宣行為の結果は、いずれも重大であること、②各行為は、平成28年6月から平成29年5月27日現在までの間に繰り返し行われていることなどを総合的に考慮し、原告を懲戒解雇処分とすることが相当であると判断した。

10 本件刑事処分は、本件草刈機の処分による業務上横領被疑事件が起訴猶予であり、犯罪事実の成立は認められている。本件伐採行為による器物損壊被疑事件については、嫌疑不十分であるが、伐採前の樹木の存在を示す資料が十分ではないと判断されたにすぎない。刑事訴訟と異なり、本件では、本件伐採行為の前に樹木が存在していた事実について争いがなく、又は写真（乙13）及びヒアリングにおける原告の供述（乙23）によって明らかである。
15 したがって、本件草刈機の処分の事実及び本件伐採行為の事実を優に認定することができる。

また、被告は、本件懲戒解雇に際し、原告に弁明の機会を付与した上、被告の理事会決議を経ている。

以上によれば、本件懲戒解雇に係る懲戒権の濫用はない。

20 (原告の主張)

ア 本件懲戒解雇に係る懲戒事由の有無（争点1）

原告がした、本件草刈機の処分、本件伐採行為及び本件街宣行為は、次のとおり、本件就業規程68条2項所定の懲戒事由に該当するものではない。

(ア) 本件草刈機の処分について（争点1(1)）

25 a 本件草刈機は、平成27年当時、購入から15年以上が経過していたものであり、老朽化していた。同年8月12日、シルバー作業員の芝脇



5 克志が、草刈り作業中に本件草刈機を水路法面に転落させたため、本件
草刈機は、修理が必要な状態となった（甲30の1・2）。原告が菊農
機に対して、本件草刈機の修理を依頼したところ、菊農機は、全部修理
するためには30万円以上がかかるが、最低限平地で短時間作業できる
状態にするのであれば数万円で済むこと、老朽化した機械に30万円も
の修理費用をかけるのであれば新品を購入する方がよいことをアドバ
イスした。原告は、被告の事務局長である小門正（以下「小門」という。）
に対し、本件草刈機の作動状況及び安全性について報告するとともに、
新規購入の打診をしたところ、小門事務局長から、平成27年度の予算
がないため次年度にその稟議を上げてほしいと言われ、当面は本件草刈
10 機の修理を最小限にとどめることとなった。

原告は、平成28年4月1日、被告に対し、草刈機の購入先を菊農機、
購入理由を「現機械の永年使用による老朽化の為の買い換え」、金額を
105万8400円（税込み）とする第1稟議書を提出して、その決裁
15 を受けた（甲14の1～3）。しかし、その後、原告は、購入業者及び購
入機械の再検討を指示されたため、シルバー作業員と相談したが、やは
り原案どおりがよいとの結論となり、原告は、同年5月18日、被告に
対し、購入業者及び機械選択理由を記載した上で購入価格を100万4
400円（税込み）とする第2稟議書を提出して、その決裁を受けた（甲
20 15の1・2）。

原告は、平成28年6月3日、菊農機から新しい草刈機の納入を受け
るとともに、本件草刈機を菊農機に引き取ってもらい、その際、菊農機
に対し、「本件草刈機を欲しがっている人がいるので、その人から連絡
25 があるかもしれない」と話した。その後、原告は、浅野に架電し、菊農
機が本件草刈機を持ち帰ったことを伝えた。浅野は、長年にわたって被
告と取引をするOA機器の取引業者であり、原告と面識があったところ、



平成28年5月頃、浅野が原告に対し、本件草刈機を廃棄するのであればぜひ自分に譲ってほしいと申し出た。被告においては、処分する古い機械工具や什器備品を一般市民から譲ってほしいと頼まれることがあるが、原告は、廃品でも自分の判断で譲り渡すことはできないため、回収業者に引き渡した後に回収業者と交渉してほしいと説明している。本件草刈機についても同様であり、原告は浅野に対してこのように説明し、機械業者が本件草刈機を持ち帰ったら連絡すると約束したものである。

b 本件草刈機は、老朽化と事故歴に鑑みれば、換価価値はないと判断される。

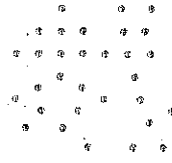
被告は、本件草刈機の性能に異常はないと主張するが、原告は、本件草刈機が傾斜地での作業や長時間の作業には耐えられないと判断したからこそ、被告に稟議を上げて買い換えの承認を得たものであり、被告の上記主張には理由がない。

c 被告は、本件草刈機の予定価格が30万円以上である場合には理事会決議が必要であり、その予定価格が30万円未満であり、かつ廃品の処分である場合にも理事長決裁が必要であった旨主張する。

しかし、理事長専決規程（乙3）の規定は、理事長の専決に委任することができる範囲を具体的に定め、これらの事項については理事会決議が不要であることを規定したものであり、理事長の決裁が必要であると規定するものではない。

したがって、この規定をもって、予定価格が30万円未満である廃品の処分のすべてについて、理事長決裁が必要であると解釈することはできない。そして、前記bのとおり、本件草刈機には換価価値はなかったのであるから、本件草刈機の処分について、理事長の決裁を要しない。

d 仮に理事長決裁が必要であるとしても、原告は、本件草刈機の処分について被告理事長の決裁を得た。すなわち、第2稟議書には、本件草刈



機の処分についての伺い文言が記載されていないが、新しい草刈機の見積書には、値引き額が記載されているのみであり、本件草刈機の下取り金額の記載がないこと、原告は本件草刈機が廃品であると認識し、それを廃棄処分して新品に買い換えるという趣旨で、第1稟議書に「買い換え」と記載したことからすれば、「買い換え」には、新しい機械の購入のみではなく、古い機械である本件草刈機の廃棄処分が含意されており、理事長もその趣旨を理解した上で稟議書を決裁したものである。

5
10
e 以上によれば、原告において、被告理事長の決裁を得ずに本件草刈機を処分したと評価することはできず、原告が本件草刈機を菊農機に譲渡し引き渡した行為は、本件就業規程68条2項1～3号、5号、6号及び8号のいずれの懲戒事由にも該当しない。

(イ) 本件伐採行為について (争点1(2))

本件記念樹木が平成28年当時に生育していたこと、原告が本件伐採行為により伐採した樹木が本件記念樹木であることは、否認する。

15
原告が本件記念樹木を伐採した事実は、存しない。

平成4年に本件記念樹木が本件土地に植樹された際、植樹のアドバイスをを行ったのは専門知識のない大阪府職員であったため、本件記念樹木は、植樹後数年でその大半が枯れてしまった。その後、平成16年6月からシルバー作業員として就労していた柴田が、私費により植木を山間部から本件土地に移植して、木々が立ち並ぶ状態に戻した上、記念植樹当時にはなかった池、テラス等を設置するなどして、本件土地のイメージを変えていった。

20
25
原告は、平成28年7月末及び同年8月末、被告の決裁を受けることなく、シルバー作業員に指示をして約20本の樹木を伐採したが、本件記念樹木は、植樹後数年でその大半が枯れてしまったことなど上記の経緯からすれば、伐採当時、本件記念樹木は、生育していなかった可能性が高い。



(甲41ないし48)

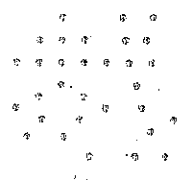
平成28年になると、本件土地の木々は鬱蒼と生い茂り（甲16の1・2）、地面に日差しが当たらないため、害虫が発生し、蛇も出るようになった。また、樹木の支柱からはシロアリが発生し（甲33）、樹木の枝葉が伸びて外周道路にはみ出し、側溝は木の葉が落ちて埋まる状態となった。このように、本件土地は環境の悪化が懸念され、本件土地を利用する一般市民からも苦情が寄せられた。また、本件土地の外周道路は、生活道路や通学路として利用されていたが（甲34の1・2）、本件土地の状態のために通学路として危険であった。そこで、原告は、通学者や散策者の通行の安全を確保するために樹木を伐採したものである。（原告本人―25・26頁）

また、原告が伐採した本件樹木は、被告の固定資産（乙4）には該当しないから、伐採するために理事会の決議を要しない。原告は、上記の事実関係において、樹木が繁茂して周囲の環境を悪化させる状況になったときは、これを間引くなどして良好な環境を維持する義務に従い、本件土地上の樹木を間引くために伐採したにすぎず、このような伐採は、現場の管理を担当する係長の裁量の範囲内の行為である。

したがって、原告が樹木を伐採した行為は、本件就業規程68条2項1号ないし3号、5号、6号及び8号のいずれの懲戒事由にも該当しない。

(ウ) 本件街宣行為について（争点1(3)）

本件組合が本件街宣行為を行ったのは、被告が本件草刈機の処分について原告を刑事告訴したこと、原告に対する警察の捜査が開始されたという不合理な理由によって予定されていた団体交渉を一方的に中止したことに対して抗議し、被告の総代らに団体交渉についての理解を求めるためであり、その目的において正当であった。本件街宣行為は、総代会の開催前の約半時間、参集する総代らのみに対して組合員数名が本件ビラを配布し、



公道で演説等を平穩に行つたにすぎないものであり、被告の総代会の開催及び進行を妨害した事実はないから、相当な方法及び態様において実施されたものである。その宣伝内容は、本件ビラに記載しているとおり、原告が本件草刈機を売却して代金を横領したという疑いについて、原告には全く身に覚えがないことなどである。そうすると、本件街宣行為は、正当な労働組合活動である。

また、本件街宣行為は、本件組合が執行委員会を開催して実施することを決定したものであり、執行委員でない原告は、同決定に参加していない。原告は、本件組合執行部に対して、被告の総代会の開催日時及び場所についての情報を提供し、本件組合の指示に従い、一組合員として本件街宣行為に参加したにすぎず、原告が大橋副執行委員長と共謀して本件街宣行為をしたものではない。

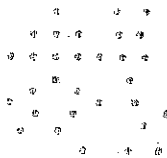
本件街宣行為は、後記(2)及び同(3)の(原告の主張)のとおり、被告の名誉毀損又は業務妨害に該当しない。

したがって、原告が本件組合の組合員として本件街宣行為に参加したことは、本件就業規程68条2項1号～3号及び8号のいずれの懲戒事由にも該当しないから、本件懲戒解雇は無効である。

イ 本件懲戒解雇に係る懲戒権濫用の有無 (争点1(4))

(ア) 被告は、原告による本件草刈機の処分が業務上横領罪に該当し、本件記念樹木の伐採行為が器物損壊罪に該当するとして、大阪府和泉警察署に刑事告訴を行つた。その後、原告に対する捜査が行われたが、大阪地方検察庁岸和田支部は、原告の両被疑事件について不起訴処分(本件刑事処分)をした(甲22)。上記は、本件草刈機の処分と本件伐採行為について可罰的違法性がないと判断されたものである(乙39, 40)。

被告は、本件懲戒解雇に際し、原告に弁明の機会を付与した旨主張するが、平成29年5月26日の面談は、被告代理人からのヒアリングに過ぎ



ず、原告に弁明の機会を与えたものとは評価できない。

(イ) 本件就業規程68条は、職員に対する懲戒の種類について戒告・減給・出勤停止・諭旨解雇・懲戒解雇の5種類を定めているところ、仮に前記アの原告の各行為が懲戒事由に該当するとしても、次の事情に鑑みれば、懲戒解雇は重きに失するものであり、本件懲戒解雇は社会通念上相当であるとはいえない。

本件草刈機の処分について、原告は、決裁を受けて本件新草刈機を購入し、不要となった本件草刈機を廃棄処分したにすぎず、被告に実害が生じたことは認められない。本件伐採行為については、鬱蒼と生い茂って環境の悪化を招くことが懸念された樹木を伐採したにすぎず、被告に実害が生じたことは認められない。本件街宣行為については、その方法及び態様において正当な労働組合活動に、原告が一組合員として参加したにすぎない。また、原告は、昭和59年に被告に雇用された後34年間勤続し、その間に一度も懲戒処分を受けたことがない。

(ウ) 以上によれば、本件懲戒解雇は、客観的に合理的な理由を欠くものであり、また、社会通念上相当であるとはいえないから、被告が懲戒権を濫用したものである。

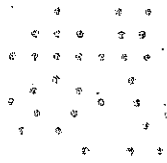
(2) 本件街宣行為の名誉毀損への該当性及び違法性阻却の有無（争点2）

ア 本件草刈機の処分に関する表現（記載ア）

（被告の主張）

本件ピラの記載アは、被告が警察に対し、原告の業務上横領について事実無根の被害申告をしたという事実を摘示するものである。これは、一般人に、被告が虚偽申告罪（刑法172条）に該当する法令違反行為をした、又は被告がずさんな被害申告をして（過失により）原告をえん罪に陥れようとしたと誤解させるおそれがあるから、被告の社会的評価を低下させるものである。

（原告の主張）



本件ビラの記載アは、これを素直に読むと、警察から、原告が草刈機の買替えに際して本件草刈機を売却してその代金を横領した疑いがあると聞いたという事実、原告は身に覚えがないと言っているという事実、被告が原告を本件草刈機の売却代金に係る業務上横領の容疑で刑事告訴したという事実を摘示するものであって、被告が警察に対し、原告の業務上横領について事実無根の被害申告をしたという事実を摘示するものではない。したがって、本件ビラの記載アは、原告の社会的評価の低下につながることはあっても、被告の社会的評価を低下させるものではない。

イ 団体交渉の拒否等に関する表現（記載イ）

（被告の主張）

本件ビラの記載イは、被告が団体交渉を不当に拒否した事実、被告が団体交渉を拒否した理由は不適切な支出が明るみに出ることを避けるためであるという事実を摘示するものである。これらは、宣伝ビラを受領した被告の総代及び各役員に、被告及び被告代表者が不当な団体交渉の拒否（労働組合法7条2号）という法令違反行為をしていると誤解させるおそれがあるから、被告の社会的評価を低下させるものである。

（原告の主張）

本件ビラの記載イのうち「私達は、光明池土地改良区が、こうした不適切な支出が明るみに出ることを恐れて団体交渉を拒否したのではないかと疑っています。」という表現は、団体交渉の拒否という事実に基づいてその動機を推測するものであるから、意見ないし論評の表明に当たる。したがって、上記の表現は、被告が団体交渉を拒否した理由は不適切な支出が明るみに出ることを避けるためであるという事実を摘示するものではない。

ウ 不適切な支出1（理事長の報酬決定手続）に関する表現（記載ウ）

（被告の主張）

本件ビラの記載ウは、推論の形式を採った表現であるとしても、一般の読



者の普通の注意と読み方とを基準にすれば，原告が推論の結果として，被告において理事長の報酬の増額が被告の総代会及び理事会できちんと議論されずに決定された，すなわち理事長の報酬の増額に際して適正手続が履践されていないという特定の事項を主張するものと理解されるから，理事長の報酬の増額に際して適正手続が履践されていないという事実を摘示するものである。

これは，被告及び被告代表者が理事長の報酬決定手続において法令違反や内部規則違反をしたと理解させるものであるから，被告の社会的評価を低下させるものである。

(原告の主張)

本件ビラの記載ウは，一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても，理事長の報酬の増額が総代会で議論されていないという特定の事項を推論の結果として主張するものとはいえない。被告の理事長の報酬が増額されたことは真実であり，もしそれについて被告の総代会で議論されていないならばお手盛りになるとの指摘は，そのような推論を行っているものにすぎず，意見ないし論評の表明である。また，本件組合は，総代会で議論されたか否かについて知り得ないことから，断定的な表現ではなく仮定的な表現を行っており，事実を摘示したとはいえない。

したがって，本件ビラの記載ウは，被告の主張する事実を摘示して，被告の社会的評価を低下させるものではない。

エ 不適切な支出2（コンパニオンの代金の支出）に関する表現（記載エ）

(被告の主張)

本件ビラの記載エは，被告が役員研修等で宴会にコンパニオンを呼び，その代金を継続的に公費から支出しているという事実を摘示するものである。これは，一般人に，被告及びその役員が被告の公費を目的外使用するという法令違反行為を継続的にしていると誤解させるおそれがあるから，被告の社



会的評価を低下させるものである。(なお、被告は、研修の際のコンパニオンの代金等について、参加者から会費を集めて支出していたものであり、公費を支出したことはない。)

(原告の主張)

5 本件ビラの記載エのうち「役員研修等では、コンパニオンを呼んで宴会を行うことが恒例となっています。」の表現は、被告が役員研修等で宴会にコンパニオンを呼んだ事実を摘示するものであるが、「コンパニオンを呼んで宴会を行うために公費を支出するというのは、やはり問題だと思います。」の表現は、本件ビラの末尾に「コンパニオンを呼んだ宴会の費用が公費で賄われているとか、不適切と思われる支出があるならば、是非総代会で問題に
10 していただきたいと思います」と記載されているとおり、コンパニオンの費用が公費で賄われたことを断定したのではなく、仮定的に表現したものである。そうすると、当該表現は、コンパニオンの代金を継続的に公費から支出しているという事実を摘示するものではなく、公費を支出しているのであれば問題であるという意見ないし論評の表明である。
15

したがって、本件ビラの記載エは、被告の主張する事実を摘示して、被告の社会的評価を低下させるものではない。

オ 名誉毀損について、違法性が阻却されるか

(原告の主張)

20 本件ビラを配布した本件街宣行為が被告の名誉毀損に該当するとしても、本件街宣行為は、①目的が正当であること、②意見ないし論評の前提としている事実が真実であり、その名誉毀損は違法性を欠くものであることにより、労働組合の正当な組合活動に当たるから、憲法28条が保障する団体行動権の行使として適法なものであり、違法性が阻却される。

25 (ア) 目的の正当性

本件街宣行為は、本件組合が、被告が本件草刈機の買替えについて原告

を刑事告訴したこと，捜索差押えが実施されたことを理由として予定されていた団体交渉を一方的に中止したことに対して抗議するために行ったものであり，その目的において正当であった。

(イ) 意見ないし論評の前提としている事実の真実性

5 a 前記イないしエの(原告の主張)のとおり，本件ビラの記載イのうち，本件組合が，被告が不適切な支出が明るみに出ることを恐れて団体交渉を拒否したのではないかと疑っているという表現は，団体交渉の拒否という事実に基づいてその動機を推測する意見ないし論評の表明に当たる。また，本件ビラの記載ウの表現(不適切な支出1(理事長の報酬決定手続)に関する表現)や，本件ビラの記載エの表現(不適切な支出2(コンパニオンの代金の支出)に関する表現)も，意見ないし論評の表明である。

10 b 前記 a の意見ないし論評の前提としている事実は，①被告が，事務所の家宅捜索が行われたことを理由として，団体交渉を拒否した事実，②被告の理事長の報酬が増額された事実，③被告が役員研修等で宴会にコンパニオンを呼んだ事実であるところ，これらの事実はいずれも真実である。

15 c したがって，前記 a の意見ないし論評が名誉毀損に当たるとしても，本件ビラの配布は，違法性を欠くものといえる。

20 (被告の主張)

本件街宣行為は，被告及び被告の役員の名誉権及び平穩に事業を遂行する権利を侵害するものであるから，正当な組合活動には当たらず，その違法性は阻却されない。

(ア) 目的の正当性

25 名誉毀損に該当する行為について違法性が阻却されるためには，その行為の目的が専ら公益を図ることにある場合に当たることが必要であるが，



本件街宣行為の目的は、専ら公益を図ることにあるとはいえない。本件街宣行為が行われた平成29年3月17日時点において、原告及び本件組合は、少なくとも①被告との団体交渉において原告の降任処分が議題とされていたこと、②同月2日、原告の業務上横領の被疑事実について原告の自宅に捜索差押えがされたこと、③被告が原告に対し、同月3日付けで同日から同月22日まで自宅にて待機することを命じる旨の命令書を送付したことを認識していたから、本件街宣行為の目的は、被告における原告の地位を確認するという私益を図ることにある。

(イ) 原告の主張(イ)に対し

本件ビラの記載イないしエにおける表現は、前記イないしエの(被告の主張)のとおり、事実を摘示するものであって、意見ないし論評ではない。

したがって、原告の主張(イ)は、主張自体失当である。

(3) 本件街宣行為の業務妨害罪(刑法233条)への該当性(争点3)

(被告の主張)

原告及び本件組合による本件街宣行為は、本件ビラを配布する方法により虚偽の風説を流布して、被告の業務を妨害したものであるから、業務妨害罪(刑法233条)に該当する。それは、被告が平穩に事業を遂行する権利を故意の犯罪行為によって侵害するものであるから、違法であることが明らかである。

(原告の主張)

被告の上記主張は、否認し又は争う。

本件街宣行為は業務妨害罪(刑法233条)に該当するものではない。

(4) 未払賃金請求権の有無(争点4)

(原告の主張)

ア 月例給与

被告から原告に支給された平成29年3月分ないし同年5月分の総賃金総支給額は、交通費を除き、いずれも月額46万3070円であった。

原告は、被告から、同年5月29日、解雇予告手当名下に42万4899円を支給されたため、同額を同年6月分の賃金に充当する。したがって、同年6月分の賃金の未払残額は、3万8171円である。

イ 期末勤勉手当

5 (ア) 被告においては、毎年6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、基準日から30日を超えない日までに、期末手当が支給される。その金額は、基準日現在における職員の月額給与のうち、給料及び扶養手当の合計額に、地域手当の掛け率である100分の6を乗じた額を加算した額をAとし、5等級以上の職員については、給料の額に地域手当の掛け率である100分の6を乗じた額を加算した額の100分の5以上の額をBとして、A+Bを期末手当基礎額とし、これに6月支給分については100分の125を、12月支給分については100分の150をそれぞれ乗じた額に、基準日前6か月以内の在職期間に応じ、全期間在職しているときは100分の100を乗じた額である。(本件給与規程26条、14条)

15 (イ) 被告においては、毎年6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、基準日前6か月間の勤務成績に応じて、基準日から30日を超えない日までに勤勉手当が支給される。その金額は、前記(ア)のA+Bを勤勉手当基礎額とし、12月支給分については100分の70を乗じた額に、基準日前6か月以内の在職期間に応じ、全期間在職しているときは100分の100を乗じた額である。(本件給与規程27条)

20 (ウ) 原告は、4等級の職員であり(甲20)、給料及び扶養手当の額がいずれも現在と同じであった平成28年度の期末勤勉手当支給額は、同年6月の支給分が合計88万7725円、同年12月の支給分が100万1536円であった。

25 ウ したがって、原告は、被告に対し、①平成29年6月分の給与の残額である3万8171円、②同年7月以降毎月21日限り各46万3070円の月

例賃金, ③同年6月以降毎年6月末日限り88万7725円及び毎年12月末日限り100万1536円の期末勤勉手当の各賃金請求権を有する。

(被告の主張)

原告の上記主張は争う。

5 (5) 割増賃金請求権の有無 (争点5)

(原告の主張)

ア 原告の基礎賃金額

(ア) 本件基礎賃金の額

10 原告の賃金は、給料(基本給)、管理職手当、扶養手当、地域手当、住宅手当及び時間外手当で構成されているところ、本件における割増賃金の算定の基礎となる賃金(以下「本件基礎賃金」という。)から除外される手当は、扶養手当、住宅手当及び時間外手当のみである。

15 したがって、本件基礎賃金は、基本給37万9500円、管理職手当2万4000円及び地域手当2万6070円の合計42万9570円である。

20 本件給与規程20条は、割増賃金の算定の基礎となる賃金から管理職手当を除外する旨を規定するが、管理職手当を固定残業手当と評価することはできないから、管理職手当も本件基礎賃金に含まれる。本件給与規程20条は、管理職手当を割増賃金の基礎となる賃金から除外している点で、強行規定である労働基準法37条5項及び同施行規則21条に違反する。

(イ) 割増賃金の単価

25 本件給与規程20条は、本件基礎賃金の時給額について、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間(38.75時間)に52を乗じたものから、休日に係る勤務時間数を減じたもので除した額とする旨を規定する。

前記(ア)のとおり、本件基礎賃金には、基本給及び地域手当のみではなく、

管理職手当も含まれるから、その月額合計額は、42万9570円であり、これに12を乗じた本件基礎賃金の年額は、515万4840円である。

上記規定は、年間所定労働時間を「38.75時間×52週－休日に係る勤務時間数」としており、休日に係る勤務時間数は、「7.75時間×休日数」である。土曜日及び日曜日を除く所定休日の数は、国民の祝日が16日、年末年始の休日が5日であるから、21日となる。そうすると、年間所定労働時間は、次の計算式のとおり、1852.25時間である（月平均所定労働時間は、約154.35時間である。）。

$38.75 \text{時間} \times 52 \text{週} - 7.75 \text{時間} \times 21 \text{日} = 1852.25 \text{時間}$
したがって、割増賃金の単価は、次の計算式のとおり、2783円である。

$$515 \text{万} 4840 \text{円} \div 1852.25 \text{時間} \approx 2783 \text{円}$$

イ 原告の労働時間

ア 始業時刻に関して

原告の始業時刻は、タイムカード（甲23、乙45）に打刻された出勤時刻である。原告は、被告において現場業務を担当しており、次の業務の概要のとおり、シルバー作業員に対する業務指示の準備、実作業の準備、その他の日常業務を遂行するため、毎朝午前8時20分前後には被告の本部事務所に出勤し、早出残業を行っていた。（原告本人－7・8頁）

a シルバー作業員に対する業務指示

シルバー作業員は、定刻の午前9時の10分前である午前8時50分頃には出勤していた。原告は、「各施設の状況及び作業表」（甲50の1・2、乙48。以下「指示書」という。）の「●連絡・報告・注意事項」、
「●午前の作業」、
「●午後の作業」の各欄に指示事項を記入し、午前9時までにシルバー作業員とのミーティングを実施する。ミーティングに



において、原告からシルバー作業員に対し、当日の作業についての指示及び連絡をした後、午前9時には、原告とシルバー作業員が共に2台の車両に分乗して現地へ出発していた。

b 監視モニターによる状況確認

被告は、灌漑施設の維持管理を主要業務としており、その対象区域には合計17台の監視カメラが設置されており(甲51の1)、監視モニターを注視して通水状況や事故の有無を確認することは、原告が出勤後最初に行うべき業務であった。

c 光明池・大野池の水位確認

原告は、大阪府下主要溜池水位表にアクセスし、光明池と大野池のデータを確認し(甲52)、その数値を被告独自の数値に置き換え、指示書の「●現在の状況」欄にこれを記載していた(甲50の1・2)。

d 1日の気象確認

原告は、気象庁の気象レーダーにアクセスし、溜池・水路の管理を行う用水担当者として重要な情報である降水予報を確認する。

e 泉北水道企業団への連絡確認

泉北水道企業団(以下「企業団」という。)には、毎日、光明池から水道原水として送水されている。午前8時40分には企業団の担当者が出勤しているため架電し、手持ち水量の確認を行い、必要に応じて光明池からの総水量を変更し、指示書の「●樋・光明池」欄に記入していた。また、原水のpH値、臭気、色度、濁度等についての情報交換を行うこともあった。

以上の各業務を、始業時刻である午前8時45分から午前9時までの間に遂行することは不可能であり、原告は、毎日早出残業をせざるを得なかった。原告は、上司から始業時刻を守るように指示されたことはない。

また、原告は、臨時の送水作業等のために早朝出勤を命じられることが

あり、そのような場合には、午前5時台に出勤してその作業を行い、その後上記準備作業を行っていた。この場合には、15分間の休憩を取得していた。

(イ) 終業時刻に関して

原告の終業時刻は、残業のない日については、定刻である午後5時15分とし、残業のある日については、タイムカードに打刻された退勤時刻とした。残業のない日において、原告は、定刻である午後5時15分に作業を終了していたため、タイムカードに打刻された退勤時刻は、原告の実作業終了時刻と必ずしも一致しないが、残業のある日においては、休憩を取得することなく、そのまま残業を行っていたため、タイムカードに打刻された退勤時刻が実作業の終了時刻とほぼ一致する。

(ウ) 被告の主張に対する反論

使用者が明示的に時間外労働を命じていない場合でも、それを黙示的に指示ないし容認していたとみられる場合、あるいは指示した労働量からして明らかに時間外労働を行わざるを得ないとみられる場合にも、使用者は割増賃金の支払を免れない。原告は、被告の黙示的指示ないし容認に基づき、あるいは明らかに早出残業を行わざるを得ない労働量を指示されたことに基づき、時間外労働に従事したものである。

ウ 割増賃金額

前記ア及びイによれば、平成27年6月ないし平成29年2月の原告の未払割増賃金額は、別紙「原告計算表」のとおり、89万6519円となる。

エ 原告が管理監督者に該当するか

被告は、本件給与規程21条に基づき、管理職手当が支給されていた原告は、時間外手当が支給されない旨を主張するところ、本件給与規程13条が、管理職手当が管理又は監督者の地位にある職員に対して支給されることを規定することから、係長である原告が労働基準法41条2号所定の管理監督

者に該当するという趣旨の主張であると解される。

管理監督者は、名称にとらわれずに実態に即して判断すべきものであるところ、職務内容、責任と権限、勤務態様に着目し、賃金等の待遇面についてもその地位にふさわしい待遇がなされていることが必要とされるが、原告は、これを満たさず、管理監督者に該当しない。

したがって、原告は、被告に対し、割増賃金を請求することができる。

(被告の主張)

ア 原告の基礎賃金額

(ア) 本件基礎賃金の額

本件給与規程20条に基づき、管理職手当は、本件基礎賃金に含まれない。

したがって、本件基礎賃金は、基本給37万9500円及び地域手当2万6070円の合計40万5570円である。

(イ) 割増賃金の単価

本件給与規程20条の算定式によれば、本件基礎賃金の年額は、基本給及び地域手当の合計額40万5570円に12を乗じ、486万6840円である。

年間所定労働時間は、「38.75時間×52週－休日に係る勤務時間数」であるところ、休日に係る勤務時間数は、「7.75時間×19日」である。そうすると、年間所定労働時間は、次の計算式のとおり、1867.75時間である。

$38.75 \text{ 時間} \times 52 \text{ 週} - 7.75 \text{ 時間} \times 19 \text{ 日} = 1867.75 \text{ 時間}$

したがって、割増賃金の単価は、次の計算式のとおり、2606円である。

$486 \text{ 万} 6840 \text{ 円} \div 1867.75 \text{ 時間} \doteq 2606 \text{ 円}$

イ 原告の労働時間

(ア) 労働時間の主張

被告が主張する原告の労働時間は、別紙「主張対比表」における「被告の主張」欄記載のとおりである。

a 「*1 出勤の指示なし」との表示について

5 下記(イ)～(エ)以外に原告が主張する早出又は残業について、被告は、原告に対し、時間外勤務指示（本件給与規程23条）をしたことはない。また、これらについて、原告は、被告に対し、時間外勤務報告書（本件給与規程24条）を提出していない。（原告本人－50, 51頁, 証人小門－17・18頁）

10 したがって、「*1 出勤の指示なし」と表示した日については、早出又は残業が時間外労働であるとは認められない。

b 「*2 送水作業」との表示について

15 被告は、原告に対し、被告が管理する農業用水の開門及び送水作業のために、早出を命じたことがあった。この場合の基本的な勤務時間は、次のとおりである。（乙52－36・37頁, 証人小門－18頁）

午前6時に出勤し、午前8時30分まで開門及び送水作業を行う。

午前8時30分から午前8時45分まで休憩をする。

午前8時45分から通常勤務を行う。

c 「*4 鍵当番」との表示について

20 被告では、月曜日から金曜日までの1週間交代で、被告の本部事務所の鍵を開ける当番の制度を実施しており、被告は、鍵当番の者に対し、午前8時30分に出勤して本部事務所の鍵を開けるよう指示していた。（乙52－37頁）

d 「*5」との表示について

25 「*5」と表示された平成27年7月1日、同年10月20日及び平成28年8月12日は、被告が原告に対し、残業を指示していた日であ

る。残業を指示した場合、所定時間が終了した後の勤務時間は、次のとおりである。

午後5時15分から午後5時30分までは、休憩をする。

午後5時30分から残業を行う。

5 (イ) 原告の早出残業について

原告がシルバー作業員に対する業務指示の準備のために早出残業をする必要はなかった。被告と和泉市シルバー人材センターとの間の契約において、シルバー作業員の出勤時刻が午前9時と定められている(乙50、51)。シルバー作業員に対する午前中の業務指示は、午前9時頃、シルバー作業員に対し、指示書を交付して行う。シルバー作業員の作業内容は複雑なものではなく、その人数も立、三名にすぎないから、指示書の作成にはほとんど時間がかからない。その後、シルバー作業員は、自動車を使用して、被告が管理する水利施設を巡回して点検するが、この巡回ルートは定例のものであり、ルートの指示は不要である。このように、シルバー作業員が出勤時刻の午前9時よりも前に出勤する必要はなく、原告がシルバー作業員に指示をする準備も、午前8時45分以降で十分である。

10
15
20 実作業の概要は、企業団が水道供給のための貯水池を管理し、その貯水池に被告が光明池から送水しているところ、毎朝、被告の担当者が企業団に電話をして、企業団が管理する貯水池の貯水量を聞き、その多少によって送水の量と時間帯を調整する作業である。企業団の業務開始時刻は、午前8時45分であるから、実作業をする時刻も午前8時45分以降となる。実作業は、準備が不要であり、数分で終了するものである。

したがって、原告が早出残業をする必要はなかった。(証人小門-18
~20頁)

25 ウ 原告の主張ウ(割増賃金額)は争う。

エ 原告が管理監督者に該当するか

本件給与規程には、時間外手当を支給しない場合として、「管理職手当の支給されている職員の場合」が定められており（21条3号）、原告は、管理職手当を支給されていたから、時間外勤務手当の支給を定める本件給与規程18条が適用されない。

原告は管理監督者である。

したがって、原告は、割増賃金の請求をすることができない。

(6) 本件伐採行為に係る損害賠償請求権の有無（争点6）

（被告の主張）

ア 原告の債務不履行責任の成否

原告は、被告に対し、本件雇用契約に基づき、平成28年7月及び同年8月当時、本件記念樹木を適切に維持管理する義務を負っていた。そして、本件記念樹木は、平成28年当時も生育していた。それにもかかわらず、原告は、前記(1)ア(イ)のとおり、被告の所定の決裁である理事会決議を受けずに、本件記念樹木20本を伐採した。

原告による上記伐採行為は、本件雇用契約に基づく上記義務に違反するものであり、原告は、被告に対する債務不履行責任を負う。

イ 被告の損害

被告は、原告による本件記念樹木の伐採行為によって、本件記念樹木20本の原状回復に要する費用に相当する額の損害を被った。その原状回復費用の費目は、①樹木撤去・処分費、②樹木単価、③植栽手間、④支柱設置及び⑤諸経費である。

上記原状回復に要する費用に相当する額は、少なくとも次の(ア)ないし(ト)の各金額を合計した56.6万3124円である。

(ア) イロハモミジ（樹木番号1） 5万6102円

(イ) クロガネモチ（樹木番号2） 6.9万2409円

(ウ) クスノキ（樹木番号3） 6.1万7409円



- (エ) ツバキ (樹木番号4) 14万2022円
- (オ) クロガネモチ (樹木番号5) 43万2329円
- (カ) クスノキ (樹木番号6) 46万7409円
- (キ) クロガネモチ (樹木番号7) 14万7929円
- 5 (ク) ムラサキヤシオ (樹木番号8) 3万3411円
- (ケ) カリン (樹木番号9) 12万8597円
- (コ) クロガネモチ (樹木番号10) 43万2329円
- (サ) ウバメガシ (樹木番号11) 4万5452円
- (シ) サルスベリ (樹木番号12) 53万7929円
- 10 (ス) カリン (樹木番号13) 4万9892円
- (セ) アキニレ (樹木番号14) 34万0829円
- (ソ) コデマリ (樹木番号15) 1万2122円
- (タ) ヒラドツツジ (樹木番号16) 2万4872円
- (チ) ヒラドツツジ (樹木番号17) 2万4872円
- 15 (ツ) ヒラドツツジ (樹木番号18) 2万4872円
- (テ) セイヨウリンゴ (樹木番号19) 29万4929円
- (ト) クスノキ (樹木番号20) 115万7409円

(原告の主張)

ア 原告の債務不履行責任の成否

20 (ア) 本件記念樹木が平成28年当時に生育していたこと、原告が本件伐採行為により伐採した樹木が本件記念樹木であることは、否認する。

原告が本件記念樹木を伐採した事実は、存しない。

(イ) 原告が本件伐採行為をした理由は、本件樹木が繁茂して周囲の環境を悪化させる原因になっていたからであり、現場の環境を保全するために樹木を間引くなどして良好な環境を維持することは、現場の維持管理を担当する原告の義務に属するものであり、原告は、債務の本旨に従って本件伐採

25

行為をしたにすぎない。

したがって、原告には債務不履行がない。

(ウ) 被告は、本件記念樹木の伐採について、理事会の決議を要する旨主張する。

5 しかし、本件記念樹木は、被告の固定資産台帳に掲記されておらず、これを伐採するについて固定資産管理規程に基づく所定の決裁は必要ではなく、理事長専決規程に基づく理事長の決裁についても、日常の現場管理業務の一環として現場の環境を保全するために伐採するような場合には、稟議決裁は必要でなく、現場管理責任者である原告の裁量に基づき行うこと
10 ができるものであった。

イ 被告の主張イ（被告の損害）は否認する。

 仮に伐採された樹木が本件記念樹木であったとしても、本件記念樹木に財産的価値はなかった。

 したがって、本件記念樹木の伐採によって、被告に損害は発生していない。

15 第3 当裁判所の判断

1 認定事実

 前記前提事実及び証拠（甲53、54、乙9、52、証人浅野、証人小門、原告本人、後掲のもの）並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 被告の定款の定め

20 被告の定款20条には、次の定めがある。（乙1）

「事務の決定

 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。」

25 (2) 被告の規約の定め

 被告の規約18条には、次の定めがある。（乙2）

「理事会の付議事項

理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

定款、規約、管理規程及び総代会の議決により理事会に委ねられた事項」

(18条1号)

5 (3) 被告の理事長専決規程の定め

被告の理事長専決規程1条には、次の定めがある。(乙3)

「理事会は、定款第20条及び規約第18条第2項の規定に基づき次に掲げる事項を理事長の専決に委任することができる。

予定価格30万円未満の廃品の処分に関する事」(1条4号)

10 (4) 被告の固定資産管理規程の定め

被告の固定資産管理規程には、次の定めがある。(乙4)

ア 目的(1条)

この規程は、固定資産の取得、保存、改造等について定め、固定資産の適正な管理を行うことを目的とする。

15 イ 定義(2条)

この規程において固定資産とは、土地、建物、車輛運搬具、工具、器具及び備品の有形固定資産並びに電話施設利用権の無形固定資産をいう。ただし、耐用年数が1年未満のもの、又は取得価格が10万円未満のものは、固定資産から除くことができる。

20 ウ 取得及び処分(3条)

(ア) 固定資産の取得、処分及び工事請負の付託は、所定の決裁を得たあとでなければこれを行うことができない。(3条1項)

(イ) 固定資産の取得、処分及び工事請負の付託については、少なくとも信用状況等を検討し、2以上の者に入札をさせなければならない。ただし、その性質上特に入札を不適切とするときは、この限りではない。(同条2項)

25 エ 取得価格(4条)

固定資産には、第2条に定める種類ごとに、取得価格を固定資産台帳に記載する。

オ 委員会付議（5条）

第3条による固定資産の取得、処分及び工事請負の付託は、委員会規程第2条による所管委員会に付議し、承認を得なければならない。

(5) 被告の処務規程の定め

被告の処務規程（乙54）には、次の定めがある。

ア 第1条

この土地改良区の処務に関しては、法令、定款、規約に定めがある場合のほかは、この規程による。

イ 2条（業務分掌）

(ア) この土地改良区に総務課及び管理課を置き次の業務を分掌処理する。

(イ) 管理課（用排水管理担当）

「光明池・大野池・集水路等、府営受託施設及び幹線水路の日常管理業務に関すること」

ウ 3条

(ア) 規約第27条に定めた職員の職階は、参与、事務局長、次長、課長、主幹、係長、主査、主事、技師とする。（3条1項）

(イ) 前項の格付昇格基準、職種の変更については別に定める。（同条2項）

(ウ) 管理職は、理事会の承認を経て理事長がこれを任免する。（同条3項）

(エ) その他の職員については、理事長がこれを任免する。（同条4項）

エ 4条

(ア) 参与、事務局長は、理事長の命を受け、区務を掌理し職員を指揮監督するとともに、常に関係官公庁並びに組合員との連絡協調に努めその調整を図るものとする。（4条1項）

(イ) 次長は、事務局長を補佐し、事務局長が欠け又は事故のあるときは、そ



の職務を代理するものとする。(同条2項)

(ウ) 課長は、上司の命を受け、所掌事務を処理し所属職員を指揮監督するものとする。(同条3項)

(エ) 主幹及び係長は、上司の命を受け、所属課内の連絡調整をはかり所掌事務の有効適切かつ能率的な遂行に専念するものとする。(同条4項)

(オ) 主査は、上司の命を受け、所掌事務を処理するものとする。(同条5項)

(カ) 主事及び技師は、上司の命を受け、事務又は技術に従事するものとする。(同条6項)

(キ) その他必要な職については、別に定める。(同条7項)

2 本件懲戒解雇に係る懲戒事由の有無(争点1) — 本件草刈機の処分について(争点1(1))

(1) 認定事実

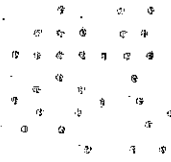
前記前提事実及び証拠(甲53, 54, 乙9, 52, 証人浅野, 証人小門, 原告本人, 後掲のもの)並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告による本件草刈機の処分及びその経緯

(ア) シルバー作業員は、平成27年8月12日、本件草刈機を用いた作業中に、本件草刈機を法面に転落させるという事故を起こした。これにより本件草刈機は修理を必要とする程度に破損した。(甲30)

原告は、これを受け、さらに、被告の対象地域の広い土地改良区管内においては、維持管理業務を行うに当たり草刈機ハンマーナイフモアが必要であること、急こう配や凹凸のある地面での使用となるため機械の消耗が激しく、過去に30メートルの高さから転落して大破したり、約30センチメートルの回転刃が30メートルも飛んだりする事故があったことから、草刈機を新規で購入する必要があると判断した。(甲54-5頁)

(イ) 原告は、平成28年4月1日、「手押しモア購入について」と題する第1稟議書(甲14)を作成し、理事長等の決裁を得た。第1稟議書には、「管



理課（現場）で草刈り作業を行っております、手押しモアを購入してよろしいか伺います。」、 「購入先：菊農機有限会社」、 「購入理由：現機械の永年使用による老朽化の為の買い換え」との記載がある。第1稟議書には、本件草刈機を処分することについての明確な記載はない。

原告は、第1稟議書について、上記のとおり理事長等の決裁を得たが、事務局長から、もう一度、業者及び機械の選定を行うようにとの指示があったため、改めて稟議書を提出することとなった。

(ウ) 原告は、平成28年5月18日、「手押しモア購入について（伺い）」と題する第2稟議書（甲15）を作成し、理事長等の決裁を得た。第2稟議書には、「現在、使用しています手押しモアが経年変化の為、下記業者より購入してよろしいか伺います。」、 「購入商品：ハンマーナイフモア（現在、使用機械と同様）」、 「購入先：泉佐野市俵屋312 菊農機有限会社」、 「（購入業者並びに機械選択理由）菊農機店においては、見積もり価格が最安値であると共に、修理、その他メンテナンス、対応にも優れているところがあります。また、機械については、プロパー、シルバー双方、長年に渡って操作し、操作等を熟知しており、簡単な修理、交換もできるところから現在、使っております、ハンマーナイフモアが最適と考えられます。」との記載がある。第2稟議書には、本件草刈機を処分することについての記載はない。

原告は、第2稟議書により決裁を得ることができたため、被告を代理して、菊農機に対し、ハンマーナイフモアを注文した。

(エ) 菊農機の代表取締役である菊は、平成28年6月3日、被告の光明池事務所に、ハンマーナイフモア（本件新草刈機）を納品した。原告は、同日までに、被告所有に係る本件草刈機を浅野に譲渡していたところ、同日、菊に対し、「ある人が本件草刈機を受け取りに来るので、渡してほしい」と指示した上、本件草刈機を引き渡した。

いたと思いませんので、何故下取りに出さないのか不思議に思いました。」との記載がある。また、本件草刈機の平成 29 年 6 月当時の作動状況を示す動画・写真（乙 53）によれば、本件草刈機が同月当時、作動していることが認められるほか、シルバー作業員である芝脇克志の陳述書（乙 19）には、
5 本件草刈機が平成 28 年 6 月当時、修理をして使用できる状況であった旨の記載がある。

これらによれば、本件草刈機の平成 28 年 6 月当時の時価は、20 万円を下るものではなかったことが認められ、前記アの事実は、上記認定を妨げるものではない。

10 ウ 被告は、本件草刈機の平成 28 年 6 月当時の時価は、約 30 万円であったと主張し、乙第 8 号証を援用する。

しかしながら、乙第 8 号証は、本件草刈機の時価につき 20 万円程度である可能性があるとするものであるから、小門の上記供述は採用することができない。

15 したがって、被告の上記主張事実は認められない。

(3) 本件草刈機の処分の決裁手続

ア 前記 1(4)のとおり、被告の固定資産管理規程 3 条は、固定資産の処分は、
20 所定の決裁を得たあとでなければこれを行うことができないと定め、同 2 条は、固定資産とは、「土地、建物、車輛運搬具、工具、器具及び備品の有形固定資産並びに電話施設利用権の無形固定資産をいう。」と定める。

本件草刈機は、被告が所有する上記「備品」として固定資産に当たるものであるから、固定資産管理規程 3 条より、所定の決裁を得たあとでなければ処分を行うことができないものである。

25 イ そして、被告定款 20 条には、「この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。」との定めがある（前記 1(1)）。そ

して、被告の理事長専決規程は、予定価格30万円未満の廃品の処分に関する
ことについては、理事長の専決に委任することができることを定める（同
(3)）。

そうすると、本件草刈機の処分については、本件草刈機の予定価格が30
万円以上であれば理事の過半数による決裁を要し、30万円未満であっても
理事長の決裁を要するものであったとすることができる。

ウ 原告は、予定価格が30万円未満である廃品の処分のすべてについて、理
事長決裁が必要であるとはいえない旨主張するが、前記説示に照らし、採用
することができない。

(4) 本件草刈機の処分についての決裁の有無

ア 前記(1)ア(イ)及びウのとおり、原告は、第1稟議書を提出した後、これに代
えて第2稟議書を提出し、第2稟議書により決裁を得たために、被告を代理
して、菊農機にハンマーナイフモアを注文している。しかし、第2稟議書に
おいて、本件草刈機の処分については記載されておらず、上記の決裁手続に
より、本件草刈機の処分について決裁を得たということとはできない。そして、
その他に、原告が、本件草刈機の処分について被告の決裁を得たことを認め
るに足りる証拠はない。

イ 原告は、新しい草刈機の見積書には、値引き額が記載されているのみであ
り、本件草刈機の下取り金額の記載がないこと、原告は本件草刈機が廃品で
あると認識し、それを廃棄処分して新品に切り替えるという趣旨で第1稟議
書に「買い換え」と記載したことから、「買い換え」には、新しい機械の購入
のみではなく、古い機械である本件草刈機の廃棄処分が含意されており、理
事長もその趣旨を理解して上で稟議書を決裁したものである旨主張する。

しかし、前記(1)ア(イ)及びウのとおり、第1稟議書における「買い換え」の
記載に本件草刈機の廃棄処分が含意されているものとは解されない。また、
第1稟議書による決裁は、これに代えて第2稟議書による決裁がされたこと



により第2稟議書による決裁に交換的に変更されたとみるべきであるから、第1稟議書による決議は存在しない。そして、第2稟議書には、「買い換え」の記載もなく、第2稟議書により本件草刈機の処分について決裁されたと認めることはできない。

5 したがって、原告の上記主張は採用することができない。

ウ 前記ア及びイによれば、原告は、本件草刈機を所定の決裁を得ることなく浅野に譲渡し引き渡したものであり、本件草刈機を被告に無断で処分したものと認められる。

(5) 本件草刈機の処分の懲戒事由該当性

10 前記のとおり、原告は、本件草刈機を被告に無断で処分したものであり、原告による本件草刈機の処分は、本件就業規程68条2項2号の「不正の行為をして、職員としてその体面を汚したとき」の懲戒事由に該当する。また、原告は、職務に関連して、本件草刈機を被告に無断で処分したものであるから、同条項5号の「業務に関し、不当の金品を与えたとき」の懲戒事由に該当する。
15 なお、同条項1号、3号、6号及び8号の懲戒事由に該当する旨の被告の主張は、採用することができない。

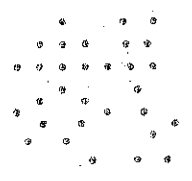
3 本件懲戒解雇に係る懲戒事由の有無（争点1）—本件伐採行為について（争点1(2)）

(1) 認定事実

20 前記前提事実及び証拠（甲53、54、乙9、52、証人浅野、証人小門、原告本人、後掲のもの）並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告による本件伐採行為及びその経緯

25 (ア) 平成4年5月31日に地球サミットの開催を記念して、大阪府環境月間行事として開催された光明池オアシスフェスティバルに際し、被告の所有地である大阪府和泉市和田町528番1光明池のほとり（本件土地）に、被告の元理事長である角野一徳らの寄贈により、「光明池土地改良区記念



植樹」として記念樹楠・モチノ木等約20本（本件記念樹木）が植樹された。

(イ) 原告は、平成28年7月29日、同年8月2日、同月19日及び同月25日の計4日にわたり、シルバー作業員に指示をして、本件土地上の本件樹木を伐採した（本件伐採行為）。（乙15、16、19、23-18~21頁、乙42-14~18頁）

(ウ) 原告は、本件伐採行為をするに当たり、被告の決裁手続を経ていない。

イ 本件記念樹木に関する固定資産管理台帳の記載

被告は、本件記念樹木を被告の固定資産管理台帳に挙げていなかった。

ウ 本件土地の航空写真

大阪府和泉市が固定資産税課税の用に供するため撮影した航空写真には、次の様子が写されている。

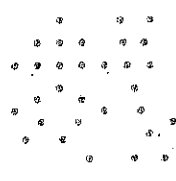
本件記念樹木が植樹された平成5年には本件土地上に樹木が閑散としていたが、平成8年には樹木が生い茂っている。しかし、平成10年には、本件樹木が疎らになり、平成13年にはさらに疎らになっている。平成16年には、樹木が部分的に生育し始め、平成19年、平成22年、平成25年には、樹木が通常に生育している。（甲40~48）

(2) 原告は、本件伐採行為において、本件記念樹木を伐採したか

ア 被告は、「本件記念樹木は、平成28年当時も生育していた」旨主張し、小門は、陳述書（乙52-7頁）において、これに沿う供述をする。

イ(ア) しかし、原告は、本件記念樹木の植栽から数年後でその大半が枯れていき、シルバー人材センターの柴田が平成16年6月に自ら持ち込んだ木々を植栽した旨供述し（甲54-6・7頁）、小門の前記アの供述を否定しているところ、小門の上記供述を裏付ける的確な証拠は、存しない。

(イ) 大阪府和泉市が固定資産税課税の用に供するため撮影した航空写真には、本件記念樹木が植樹された平成5年から平成8年にかけて本件土地上



に樹木が生い茂っているが、その後、平成10年には、本件樹木が疎らになり、平成13年にはさらに疎らになっており、平成16年には、樹木が部分的に生育し始め、平成19年、平成22年、平成25年には、樹木が通常に生育している様子が写っている（前記(1)ウ）。小門の前記アの供述は上記の航空写真に係る事実と整合しない。

一方、原告の前記(ア)の供述は、上記の事実と整合しており、不自然不合理な点は存しない。

(ウ) 被告は、争点整理を経て人証調べ手続を終えた後の本件口頭弁論期日（令和2年2月18日）において、本件土地に木を植えたことはない旨の柴田の平成30年4月24日付け陳述書（乙55）を提出するが、当該陳述書の内容については、提出の経緯や原告の反対尋問を経ていないことに照らし、直ちに採用することができない。

(エ) 前記(ア)ないし(ウ)に照らせば、小門の前記アの供述は、採用することができない。そして、他に本件記念樹木が平成28年当時も生育していたことを認めるに足りる証拠はない。

ウ 前記イによれば、「原告は本件伐採行為において、本件記念樹木を伐採した」旨の被告の主張事実は、認められない。

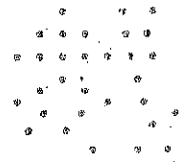
(3) したがって、本件記念樹木を伐採したことが懲戒事由に該当する旨の被告の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

4 争点2（本件街宣行為の名誉毀損への該当性及び違法性阻却の有無）について

(1) 認定事実

前記前提事実及び証拠（甲53、54、乙9、52、証人浅野、証人小門、原告本人、後掲のもの）並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 本件組合及び原告は、平成29年3月17日午前9時15分頃から10時頃までの間、和泉市北部リージョンセンターにおいて被告の総代会が開催されるに当たり、前記前提事実(4)コ及び同(7)のとおり、「光明池土地改良区・若



林理事長は、速やかに団体交渉に応じる！」等の見出しが記載された宣伝ビラ（乙20。本件ビラ）を総代会の参加者約80名のうち40名に配布した（本件街宣行為）。

本件街宣行為は、同センターの進入路付近の歩道に「管理職ユニオン・関西」と表示した旗2本を立て、同所において、拡声機を使用して行われた。

イ なお、原告は、本件組合による本件街宣行為に参加し、総代会への参加者に対し、本件ビラを配布したものである。（乙21，原告本人－49・50頁）

(2) 本件ビラの各記載は事実を摘示するものといえるか

ア 事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がない。一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について、真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきである。

上記のとおり、問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかによって、名誉毀損に係る不法行為責任の成否に関する要件が異なるため、当該表現がいずれの範ちゅうに属するかを判別することが必要となるが、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当である。（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁，最高裁平成15年（受）第1793号同16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615



頁参照)

イ 本件草刈機の処分に関する表現（記載ア）について

(ア) 本件ビラには、「警察の話では、Yさんが草刈り機の買い替えに際して古い機械を売却してそのお金を横領した疑いがあるということでした。」

「Yさんには全く身に覚えがありません。」、「それにもかかわらず、光明池土地改良区は、Yさんにも、私達労働組合にも全く伏せたまま、業務上横領ということで刑事告訴したのです。」との記載がある（記載ア）。

(イ) 被告は、記載アについて、被告が警察に対し、原告の業務上横領について事実無根の被害申告をしたという事実を摘示するものであり、上記事実は、社会的評価を低下させるものである旨主張する。

しかし、記載アは、原告が本件草刈機を売却してその代金を横領した疑いがある旨を警察が述べた事実、原告は上記疑いにつき身に覚えがないと述べている事実、被告が原告を本件草刈機の売却代金に係る業務上横領の容疑で刑事告訴したという事実を摘示するものにすぎず、被告主張に係る上記事実を摘示するものではない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

ウ 団体交渉の拒否等に関する表現（記載イ）について

(ア) 本件ビラには、「光明池土地改良区・若林理事長は、速やかに団体交渉に応じる!」、「光明池土地改良区は、事務所に家宅捜索が入ったことを理由として、3月6日に予定していた団体交渉を拒否してきました。これについては、現在大阪府労働委員会に救済申立てを行っています。」、「私達は、光明池土地改良区が、こうした不適切な支出が明るみに出ることを恐れて団体交渉を拒否したのではないかと疑っています。」との記載（記載イ）がある。

(イ) 後記エ及びオのとおり、記載ウは、被告理事長の報酬の増額に際して適正手続が履践されていないとの疑いがある事実（以下「摘示事実①」とい



う。)を摘示するものであり、記載エは、被告が役員研修等で宴会にコンパニオンを呼び、その代金を継続的に公費から支出しているとの疑いがある事実(以下「摘示事実②」という。)を摘示するものである。

記載イのうち、「私達は、光明池土地改良区が、こうした不適切な支出が
5 明るみに出ることを恐れて団体交渉を拒否したのではないかと疑っています。」との記載部分は、記載ウ及び記載エと同様、被告に、不適切な支出がある疑いがある事実を摘示するとともに、被告が団体交渉を拒否した動機は不適切な支出が明るみに出ることを恐れたためであるとの疑いがある事実(以下「摘示事実③」という。)を摘示するものである。

10 そうすると、上記の記載部分は、摘示事実①ないし③の各事実を摘示するものであると認められ、いずれも被告の社会的評価を低下させるものであるということが出来る。

(ウ) これに対し、原告は、「記載イの前記記載部分、記載ウ及び記載エは、意見ないし論評の表明であり、事実を摘示するものではない」旨主張する。

15 しかしながら、記載ウ及び記載エについては、後記エ及びオで説示するとおり、採用することができない。

また、記載イの上記記載部分について見ると、「被告が団体交渉を拒否した動機は不適切な支出が明るみに出ることを恐れたためであるとの疑いがある」という事実は、証拠等をもってその存否を決することが可能な
20 他人に関する特定の事項に当たるところ、上記記載部分による表現は、上記特定の事項を明示的に主張するものと理解されるものである。そうすると、上記表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当であり、これを意見ないし論評の表明であるとはいえない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

25 エ 不適切な支出1(理事長の報酬決定手続)に関する表現(記載ウ)について



(ア) 本件ピラには、「(理事長の報酬について) おそらく年間報酬は倍増しているのではないかと思います。」「総代会できちんと議論された上で、こうした増額が行われているのであればともかく、そうでないならお手盛りと批判されても仕方ないと思います。」との記載(記載ウ)がある。

5 (イ) 記載ウは、「総代会できちんと議論された上でないならば」などと仮定的な表現を行っているが、記載イの前記記載部分が摘示事実③の事実を摘示するものと解されることなど、前後の文脈に照らせば、記載ウによる表現は、被告理事長の報酬の増額に際して適正手続が履践されていないとの疑いがある事実(摘示事実①)を黙示的に主張するものと理解される。

10 したがって、記載ウは、摘示事実①の事実を摘示するものであり、被告の社会的評価を低下させるものである。

これに対し、原告は、「記載ウは、意見ないし論評の表明であり、事実を摘示するものではない」旨主張するけれども、上記で説示したところに照らし、採用することができない。

15 オ 不適切な支出2(コンパニオンの代金の支出)に関する表現(記載エ)について

(ア) 本件ピラには、「役員研修等では、コンパニオンを呼んで宴会を行うことが恒例となっています。」「コンパニオンを呼んで宴会を行うために公費を支出するというのは、やはり問題だと思います。」との記載(記載エ)がある。

20 (イ) 証拠(乙20)によれば、本件ピラの末尾には、「コンパニオンを呼んだ宴会の費用が公費で賄われているとか、不適切と思われる支出があるならば、是非総代会で問題にさせていただきたいと思います」との記載があることが認められ、上記記載は、コンパニオンの費用が公費で賄われたことにつき仮定的な表現を行っているものといえる。

25 しかしながら、記載イの前記記載部分が摘示事実③の事実を摘示するも



のと解されることなど、前後の文脈に照らせば、記載エによる表現は、被告が役員研修等で宴会にコンパニオンを呼び、その代金を継続的に公費から支出しているとの疑いがある事実（摘示事実②）を明示的又は黙示的に主張するものと理解される。

したがって、記載エは、摘示事実②の事実を摘示するものであり、被告の社会的評価を低下させるものである。

これに対し、原告は、「記載エは、意見ないし論評の表明であり、事実を摘示するものではない」旨主張するけれども、上記で説示したところに照らし、採用することができない。

10 (3) 名誉毀損について違法性が阻却されるか

ア 前記(2)のとおり、記載イの前記記載部分、記載ウ及び記載エ（以下「本件各記載」という。）は、摘示事実①ないし③の各事実を摘示するものであり、いずれも被告の社会的評価を低下させるものである。

前判示のとおり、事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がないものと解される。そうしたところ、勤労者の団体行動をする権利を保障した憲法28条の趣旨に照らせば、勤労者による事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為の目的が団体行動をすることにあつた場合にも、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がないものと解すべきである。

イ 原告が本件組合とともに本件街宣行為を行った目的について検討すると、前記(1)アのとおり、本件街宣行為は、本件組合が、和泉市北部リージョンセンターの進入路付近の歩道に「管理職ユニオン・関西」と表示した旗2本を立て、同所において、「光明池土地改良区・若林理事長は、速やかに団体交渉



に「応じろ！」等の見出しが記載された本件ビラを総代会の参加者約80名のうち40名に配布し、また、拡声機を使用して行われたものである。その態様及び本件ビラの内容に照らせば、本件街宣行為は、本件組合及び原告が、被告が本件草刈機の処分について原告を刑事告訴したこと、搜索差押えが実施されたことを理由として予定されていた団体交渉を中止したことに対して抗議するために行ったものであると認めることができるから、その目的は団体行動をすることにあり正当なものであったと認められる。

ウ 前記のとおり、本件各記載は、摘示事実①（被告理事長の報酬の増額に際して適正手続が履践されていないとの疑いがある事実）、摘示事実②（被告が役員研修等で宴会にコンパニオンを呼び、その代金を継続的に公費から支出しているとの疑いがある事実）及び摘示事実③（被告が団体交渉を拒否した動機は不適切な支出が明るみに出ることを恐れたためであるとの疑いがある事実）の各事実を摘示するものであり、本件街宣行為は、事実を摘示しての名誉毀損に当たる。そうしたところ、摘示された上記各事実がその重要な部分について真実であることの主張立証は存しないから、上記の名誉毀損につき違法性は阻却されないというべきである。

したがって、本件街宣行為は、被告に対する名誉毀損であり違法である。

5 争点3（本件街宣行為の業務妨害罪（刑法233条）への該当性）について

被告は、原告が本件街宣行為を行い本件ビラを配布したことについて、「虚偽の風説を流布して被告の業務を妨害したものであり、業務妨害罪（刑法233条）に該当する」旨主張する。

しかしながら、原告が、本件ビラに記載された本件各記載について、それが虚偽であるとの認識を有していたこと（故意を有していたこと）を認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

6 本件懲戒解雇に係る懲戒事由の有無（争点1）－本件街宣行為について（争点

1 (3))

(1) 前記4のとおり、本件街宣行為は、被告に対する名誉毀損であり、それにより、被告の業務を妨害するものであったから、本件就業規程68条2項2号の「不正の行為をして、職員としてその体面を汚したとき」の懲戒事由に該当するとともに、同条項3号の「他人の業務を妨害したとき」の懲戒事由に該当する。

(2) 被告は、原告は、本件街宣行為に参加しており、原告が被告から受けた自宅待機命令に違反するものであるから、本件就業規程68条2項1号（職務上の指示、命令に不当に従わず、職場の秩序をみだしたとき）に該当する旨主張する。

しかしながら、被告が原告に対して行った自宅待機命令（前記前提事実(4)カ）は、被告の指示なく業務や出勤をすることを禁止するためにされたものであり、上記命令は、原告が街宣行為をすることまでも禁止したものとは解されない。そうすると、原告が本件街宣行為に参加したことは、本件就業規程68条2項1号に該当しない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

7 争点1(4)（本件懲戒解雇に係る懲戒権濫用の有無）について

(1) 前記2、3及び6のとおり、本件草刈機の処分及び本件街宣行為については、懲戒事由に該当する非違行為であると認められるが、本件伐採行為については、懲戒事由に該当する非違行為であるとは認められない。

(2) 本件草刈機の処分については、平成28年6月3日当時、本件草刈機の時価は、20万円を下回るものではなかったから、本件草刈機の処分により被告に生じた損害につき軽微であったということとはできない。

しかしながら、原告が本件草刈機の処分によって利益を享受した事実は認められないから、原告による本件草刈機の処分は、悪質なものであったとまではいえない。



また、本件街宣行為は、本件ビラの本件各記載について、摘示された事実が真実であることの証明がないことから違法であるが、原告が摘示された事実につき虚偽であるとの認識を有していたとは認められないものである。そして、本件街宣行為は、前記のとおり、被告が予定されていた団体交渉を中止したこと

5 に対して抗議するために行われたものであり、その目的は団体行動をすることにあり正当なものであった。そうすると、本件街宣行為につき、悪質なものであったとはいえない。

したがって、本件草刈機の処分及び本件街宣行為を理由として、原告に対する懲戒解雇処分を行うことは重きに失するものというべきであり、社会通念上

10 相当なものとは認められないから、本件懲戒解雇は懲戒権を濫用したものであり、無効である。

8 争点4（未払賃金請求権の有無）について

(1) 賃金請求権の有無

前記7のとおり、本件懲戒解雇は無効であるから、原告は、平成29年6月

15 以降も被告に対し、雇用契約に基づき、賃金請求権を有する。

(2) 月例給与

ア 被告から原告に支給された平成29年3月分ないし同年5月分の総賃金総支給額は、交通費を除き、いずれも月額46万3070円である。(甲1

7)

イ 原告は、被告から、同年5月29日、解雇予告手当名下に42万4899円を支給されており(甲13)、これを同年6月分の賃金に充当する。

以上より、平成29年6月分の賃金の未払残額は、3万8171円である。

(3) 期末勤勉手当

ア 被告においては、毎年6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、基準日から30日を超えない日までに、期末手当が支給される。その金額は、

25 基準日現在における職員の月額給与のうち、給料及び扶養手当の合計額に、



地域手当の掛け率である100分の6を乗じた額を加算した額をAとし、5
等級以上の職員については、給料の額に地域手当の掛け率である100分の
6を乗じた額を加算した額の100分の5以上の額をBとして、A+Bを期
末手当基礎額とし、これに6月支給分については100分の125を、12
5 月支給分については100分の150をそれぞれ乗じた額に、基準日前6か
月以内の在職期間に応じ、全期間在職しているときは100分の100を乗
じた額である。(本件給与規程26条, 14条)

イ 被告においては、毎年6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、基
準日前6か月間の勤務成績に応じて、基準日から30日を超えない日までに
10 勤勉手当が支給される。その金額は、前記アのA+Bを勤勉手当基礎額とし、
12月支給分については100分の70を乗じた額に、基準日前6か月以内
の在職期間に応じ、全期間在職しているときは100分の100を乗じた額
である。(本件給与規程27条)

ウ 原告は、4等級の職員であり(甲20)、給料及び扶養手当の額がいずれ
15 も現在と同じであった平成28年度の期末勤勉手当支給額は、同年6月の支
給分が合計88万7725円、同年12月の支給分が100万1536円であ
った。

(4) 以上より、原告は、被告に対し、①平成29年6月分の給与の残額である3
20 万8171円、②同年7月以降毎月21日限り各46万3070円の月例賃金、
③同年6月以降毎年6月末日限り88万7725円及び毎年12月末日限り
100万1536円の期末勤勉手当の各賃金請求権を有する。

9 争点5 (割増賃金請求権の有無) について

(1) 未払賃金の単価

ア(ア) 本件基礎賃金に、基本給月額37万9500円及び地域手当月額2万6
25 070円が含まれることについては、当事者間に争いがない。

イ(イ) 原告は、管理職手当月額2万4000円が本件基礎賃金に含まれる旨主



張するのに対し、被告は管理職手当を本件基礎賃金から除外すべきである旨主張するので、この点について判断する。

雇用契約においてある手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものとされているか否かは、雇用契約に係る契約書等の記載内容のほか、
5 具体的事案に応じ、使用者の労働者に対する当該手当や割増賃金に関する説明の内容、労働者の実際の労働時間等の勤務状況などの事情を考慮して判断すべきである（最高裁平成30年7月19日第一小法廷判決・裁判集民事259号77頁参照）。

これを本件についてみると、前記前提事実(9)のとおり、本件給与規程には、
10 管理職手当は、職員のうち管理又は監督の地位にある者に対して支給されるものであり（13条1項）、管理職手当の支給されている職員に対しては、時間外勤務手当を支給しない旨の定めがあるが（21条）、これは管理監督者には時間外勤務手当を支払わないことを説明したものにすぎず、
15 管理職手当が時間外労働等に対する対価として支払われることを説明したものと解されない。そして、その他に管理職手当が時間外労働等に対する対価として支払われていることを示す事情が存するとは認められない。

したがって、管理職手当は、本件基礎賃金に含まれるというべきである。

(ウ) 以上によれば、本件基礎賃金は、基本給月額37万9500円、地域手当月額2万6070円及び管理職手当2万4000円の合計月額42万
20 9570円であり、これを年額に換算すると515万4840円となる。

(計算式) 42万9570円×12か月＝515万4840円

イ 年間所定労働時間は、「1週間の所定労働時間である38.75時間×5
2週一休日に係る勤務時間数」であることについて、当事者間に争いはない。

そして、休日に係る勤務時間数は、「7.75時間×休日数」であるところ、
25 平成27年における土曜日及び日曜日を除く所定休日数は、国民の祝日が1



4日（16日のうち2日は土曜日又は日曜日である。）、年末年始の休日が5日であるから1.9日であると認める。

これに基づき、年間所定労働時間を算出すると、1867.75時間である。

5

（計算式）

$38.75 \text{時間} \times 52 \text{週} - 7.75 \text{時間} \times 19 \text{日} = 1867.75 \text{時間}$

ウ 前記ア及びイによれば、割増賃金の単価は、1時間2759円となる。

（計算式）

$515万4840 \text{円} \div 1867.75 \text{時間} = 2759 \text{円}$

10

(2) 原告の労働時間について

ア 始業時刻について

(ア) 証拠（甲50ないし52、54、原告本人）によれば、原告は、始業時刻である8時45分より前に出勤し、以下の業務に従事していたと認めることができる。

15

① 灌漑施設の維持管理の対象区域に設置された合計17台の監視カメラによる監視モニター（甲51の1）を注視して通水状況や事故の有無を確認する。

② 大阪府下主要溜池水位表にアクセスし、光明池と大野池のデータを
確認し（甲52）、その数値を被告独自の数値に置き換え、指示書の
「●現在の状況」欄にこれを記載する（甲50の1・2）。

20

③ 気象庁の気象レーダーにアクセスし、溜池・水路の管理を行う用水担当者として重要な情報である降水予報を確認する。

④ 企業団には、毎日、光明池から水道原水として送水されているため、午前8時45分頃には企業団の担当者が出勤しているため架電し、手持ち水量の確認を行い、必要に応じて光明池からの総水量を変更し、指示書の「●樋・光明池」欄に記入する。また、原水のpH値、臭気、

25

色度，濁度等についての情報交換を行うこともあった。

⑤ シルバー作業員が，定刻の午前9時の10分前である午前8時50分頃には出勤していたため，原告は，指示書の「●連絡・報告・注意事項」，「●午前の作業」，「●午後の作業」の各欄に指示事項を記入し，午前9時までにシルバー作業員とのミーティングを実施する。ミーティングにおいて，原告からシルバー作業員に対し，当日の作業についての指示及び連絡をする。

(イ) シルバー作業員の業務開始時刻は午前9時であり（乙50，51），前記(ア)の業務を被告の始業時刻である午前8時45分からシルバー作業員の業務開始時刻である午前9時までに行うことは困難である。そして，タイムカード打刻時刻は，概ね午前8時20分前後であり，前記(ア)の業務を午前9時前に行うために必要な範囲内の時間にタイムカードを打刻していると認めることができる。

したがって，タイムカード打刻時刻が原告の労働時間を反映したものであるから，始業時刻は，タイムカード打刻時刻を基準とすべきである。

(ウ) 被告は，原告が早出残業をする必要はなかったと主張し，始業時刻を午前8時45分であると主張し，これに沿う証拠（乙52，証人小門-18～20頁）もある。

しかし，前記(イ)のとおり，原告は午前8時20分前後に出勤せざるを得なかったものといふことができ，これと整合しない上記証拠（乙52，証人小門）は信用することができず，被告の主張は採用することができない。

イ 終業時刻について

タイムカード打刻時刻が原告の労働時間を反映したものであると認めることができ，これを覆すに足る証拠はない。

したがって，原告が主張するとおり，原告の終業時刻は，残業のない日に

については、定刻である午後5時15分とし、残業のある日については、タイムカードに打刻された退勤時刻とする。

ウ 休憩時間について

休憩時間は、1日45分である。ただし、送水作業の日は、1日1時間とする。

(3) 管理監督者性

ア 被告は、原告が管理監督者である旨主張するので検討する。

イ ここで、管理監督者とは、労働条件その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者をいい、管理監督者に該当するか否かは、資格及び職位の名称にとらわれることなく、職務内容、責任と権限、勤務態様及び待遇を総合的に考慮して判断すべきである。

被告は、原告が管理監督者である旨主張するが、原告の職務内容、責任と権限及び待遇は、前判示のとおりであり、これに鑑みれば、原告が経営者と一体的な立場にあるいうことはできない。また、原告の労働時間はタイムカードで管理されており、勤務態様に照らしても経営者と一体的な立場にあるとはいえない。

したがって、原告が管理職手当を受給していたことを考慮しても、原告が経営者と一体的な立場にあったということとはできず、原告が管理監督者であるとの被告の主張は採用することができない。

(4) 以上を踏まえ、前記(1)及び(2)に基づき原告の割増賃金請求権の額を算定すると、別紙「裁判所金額シート」記載のとおり88万8788円となる(別紙「裁判所金額シート」は、原告の労働時間については別紙「原告計算表」の「原告：時間シート」を採用することとし、別紙「原告計算表」の「原告：金額シート」の単価を前記(1)のとおり1時間2759円に変更して再計算したものである。)

10 争点6 (本件伐採行為に係る損害賠償請求権の有無) について



(1) 被告は、「原告は、本件伐採行為において、本件記念樹木20本を伐採した」として、原告は、被告に対する債務不履行責任を負う旨主張する。

(2) しかしながら、前記3(2)で説示したとおり、原告が本件伐採行為において、本件記念樹木を伐採した事実を認めることはできないから、被告の前記主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

第4 結論

以上によれば、(1)甲事件における原告の請求はいずれも理由があるからこれを認容し、(2)乙事件における原告の請求は、割増賃金88万8788円及びこれに対する平成29年3月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却し、(3)丙事件における被告の請求は理由がないから棄却すべきである。訴訟費用は、民訴法64条ただし書を適用して、これを全部被告に負担させることとする。よって、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所堺支部第2民事部

裁判長裁判官 井 田 宏

裁判官 船 戸 容 子

裁判官 内 藤 秀 介